３．区域施策に関する事項

（１）実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

１）　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の 26.6%である。

全体の 68.2%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の 7.1%は今後策定予定があると回答しているが、61.1%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 5.2%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の 2.0%は今後改定予定があると回答しているが、3.2%は改定する予定がないと回答している。なお、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は昨年度調査の 523 団体から 569 団体に増加した。

図表 209　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況

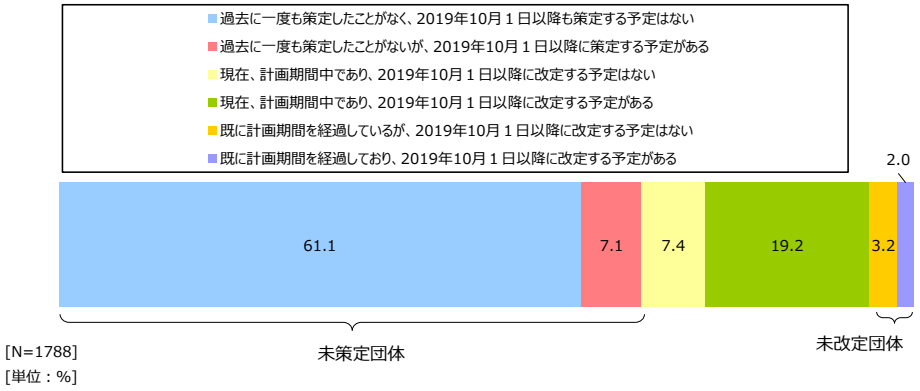

[N=1788]
[単位：%]

※令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況については事前登録に回答頂いた団体の有効回答を集計。

図表 210　平成 30 年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【昨年度調査】

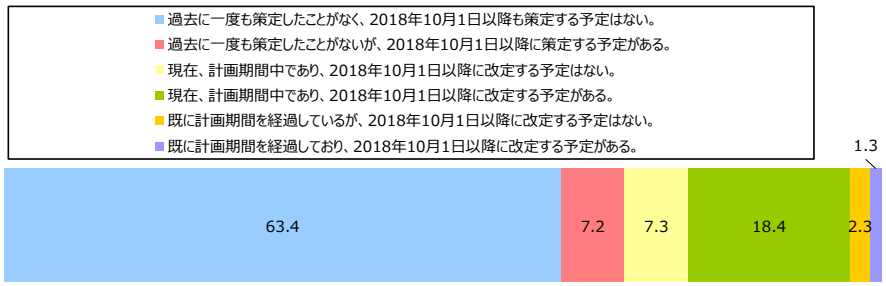

[N=1780]
[単位：%]

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県で 2 団体、政令指定都市、中核市でそれぞれ 1 団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）の 61.5%、人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村（特別区含む。）の 31.0%、人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村の 14.3%、人口 1 万人未満の市町村の 11.7%が計画を策定している。

図表 211　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務のある団体】

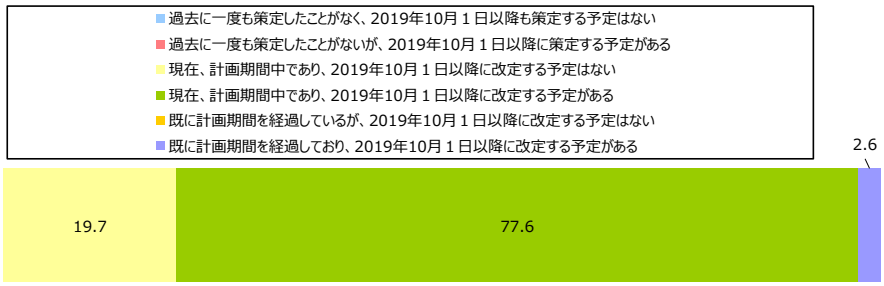

[N=152]
[単位：%]

図表 212　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】

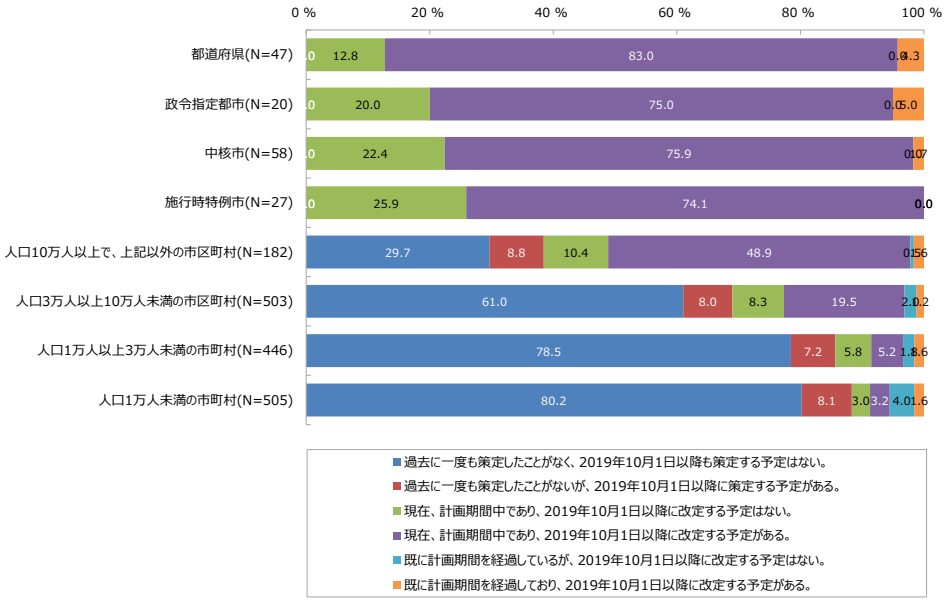

２） 区域施策編の策定・改定予定年度

区域施策編の策定･改定を予定している団体において、その予定年度は、「2020 年度」（39.1%）が最も多く、「2021 年度」（18.0%）、「2019 年度」（14.4%）と続く。

図表 213　区域施策編の策定・改定予定年度

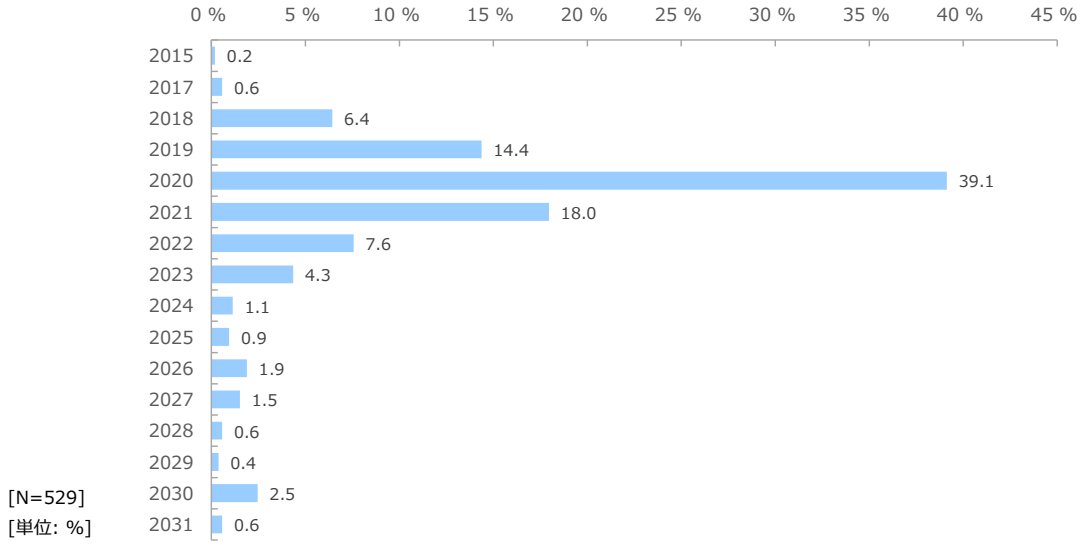

	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	1	3	34	76	207	95	40	23	6
比率（%）	0.2	0.6	6.4	14.4	39.1	18.0	7.6	4.3	1.1

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計
全体	5	10	8	3	2	13	3	529
比率（%）	0.9	1.9	1.5	0.6	0.4	2.5	0.6	

３） 区域施策編の当初策定年度及びその計画期間

区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「2011 年度」（14.7%）、「2010 年度」（13.3%）及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「5 年～10 年」（46.8%）、「５年」（29.0%）が多い。

図表 214　区域施策編の当初策定年度

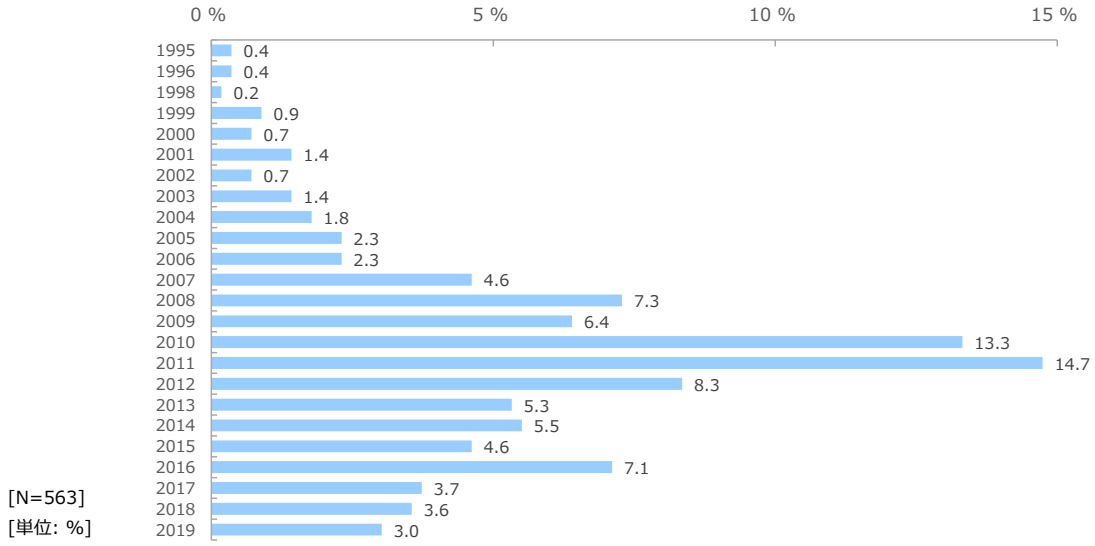

	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	2	2	1	5	4	8	4	8	10	13	13	26	41
比率（%）	0.4	0.4	0.2	0.9	0.7	1.4	0.7	1.4	1.8	2.3	2.3	4.6	7.3

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	36	75	83	47	30	31	26	40	21	20	17	563
比率（%）	6.4	13.3	14.7	8.3	5.3	5.5	4.6	7.1	3.7	3.6	3.0	

図表 215　当初策定した区域施策編の計画期間

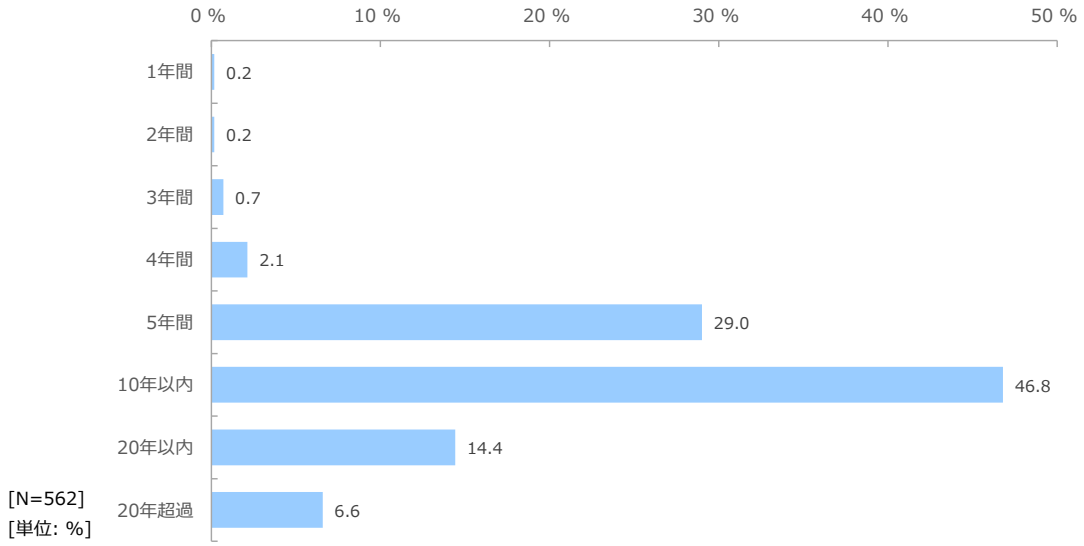

	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	4	12	163	263	81	37	562
比率（%）	0.2	0.2	0.7	2.1	29.0	46.8	14.4	6.6	

４） 区域施策編の最終改定年度及びその計画期間

区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「2016 年度」（25.0%）、「2017 年度」（22.8%）、「2018 年度」（16.4%）が多い。

また、最新の区域施策編の計画期間は「５年」（33.1%）、「５年～10 年」（30.4%）が多い。

図表 216　区域施策編の最終改定年度

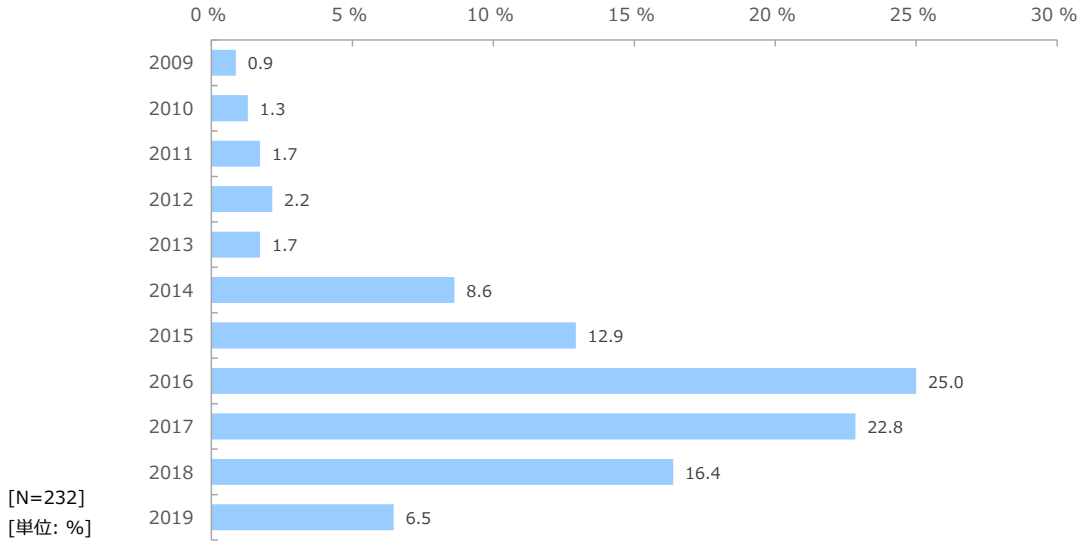

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	2	3	4	5	4	20	30	58	53	38	15	232
比率（%）	0.9	1.3	1.7	2.2	1.7	8.6	12.9	25.0	22.8	16.4	6.5	

図表 217　最終改定した区域施策編の計画期間

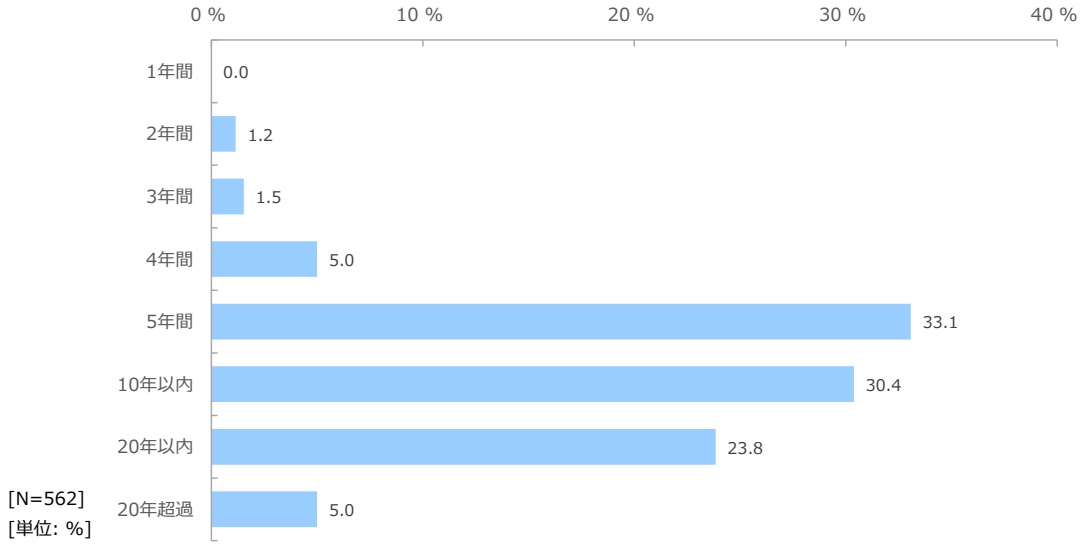

	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	3	4	13	86	79	62	13	260
比率（%）	0.0	1.2	1.5	5.0	33.1	30.4	23.8	5.0	

５）　区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」（82.9%）が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」（63.5%）「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（50.4%）、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」（39.5%）、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」（37.3%）と続く。

図表 218　区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

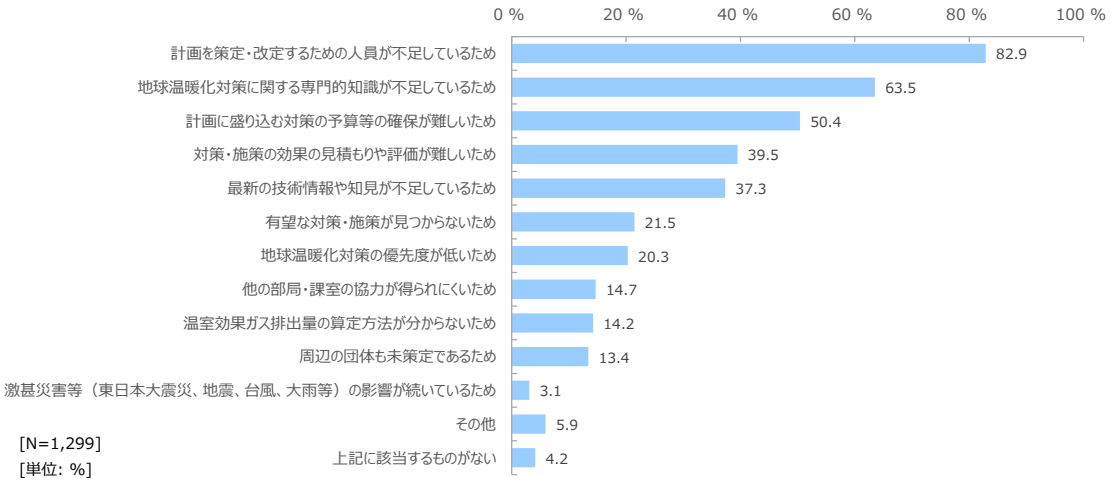

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 219　区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

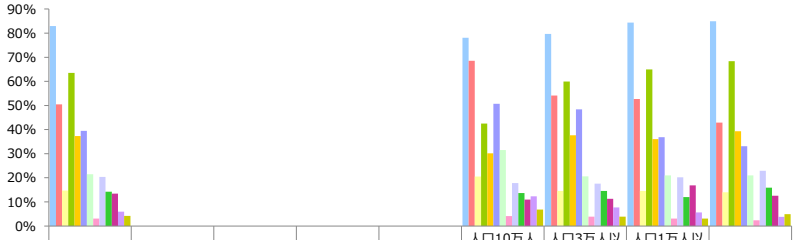

[単位：%]

	全体 (N=1,299)	都道府県 (N=0)	政令指定都市 (N=0)	中核市(N=0)	施行時特例市 (N=0)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=364)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=391)	人口1万人未満の市町村 (N=471)
計画を策定・改定するための人員が不足しているため	82.9	0.0	0.0	0.0	0.0	78.1	79.7	84.4	84.9
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	50.4	0.0	0.0	0.0	0.0	68.5	54.1	52.7	42.9
他の部局・課室の協力が得られにくいため	14.7	0.0	0.0	0.0	0.0	20.5	14.6	14.6	14.0
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	63.5	0.0	0.0	0.0	0.0	42.5	59.9	65.0	68.4
最新の技術情報や知見が不足しているため	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	30.1	37.6	36.1	39.3
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	39.5	0.0	0.0	0.0	0.0	50.7	48.4	36.8	33.1
有望な対策・施策が見つからないため	21.5	0.0	0.0	0.0	0.0	31.5	20.6	21.0	21.0
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	3.8	3.1	2.3
地球温暖化対策の優先度が低いため	20.3	0.0	0.0	0.0	0.0	17.8	17.6	20.2	22.9
温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため	14.2	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7	14.6	12.0	15.9
周辺の団体も未策定であるため	13.4	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.3	16.9	12.5
その他	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	12.3	7.7	5.6	3.8
上記に該当するものがない	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8	3.8	3.1	4.9

		計画を策定・改定するための人員が不足しているため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	他の部局・課室の協力が得られにくいため	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	最新の技術情報や知見が不足しているため	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	有望な対策・施策が見つからないため	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	地球温暖化対策の優先度が低いため	温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため	周辺の団体も未策定であるため	その他	上記に該当するものがない	合計
回答数	全体	1,077	655	191	825	485	513	279	40	264	185	174	77	54	1,299
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	57	50	15	31	22	37	23	3	13	10	8	9	5	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	290	197	53	218	137	176	75	14	64	53	41	28	14	364
	人口1万人以上3万人未満の市町村	330	206	57	254	141	144	82	12	79	47	66	22	12	391
	人口1万人未満の市町村	400	202	66	322	185	156	99	11	108	75	59	18	23	471
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率（%）	全体(N=1,299)	82.9	50.4	14.7	63.5	37.3	39.5	21.5	3.1	20.3	14.2	13.4	5.9	4.2	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	78.1	68.5	20.5	42.5	30.1	50.7	31.5	4.1	17.8	13.7	11.0	12.3	6.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=364)	79.7	54.1	14.6	59.9	37.6	48.4	20.6	3.8	17.6	14.6	11.3	7.7	3.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=391)	84.4	52.7	14.6	65.0	36.1	36.8	21.0	3.1	20.2	12.0	16.9	5.6	3.1	
	人口1万人未満の市町村(N=471)	84.9	42.9	14.0	68.4	39.3	33.1	21.0	2.3	22.9	15.9	12.5	3.8	4.9	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

６） 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」（53.8%）が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」（51.1%）、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」（46.0%）、「専門家の助言が必要である。」（43.1%）と続く。

図表 220　区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

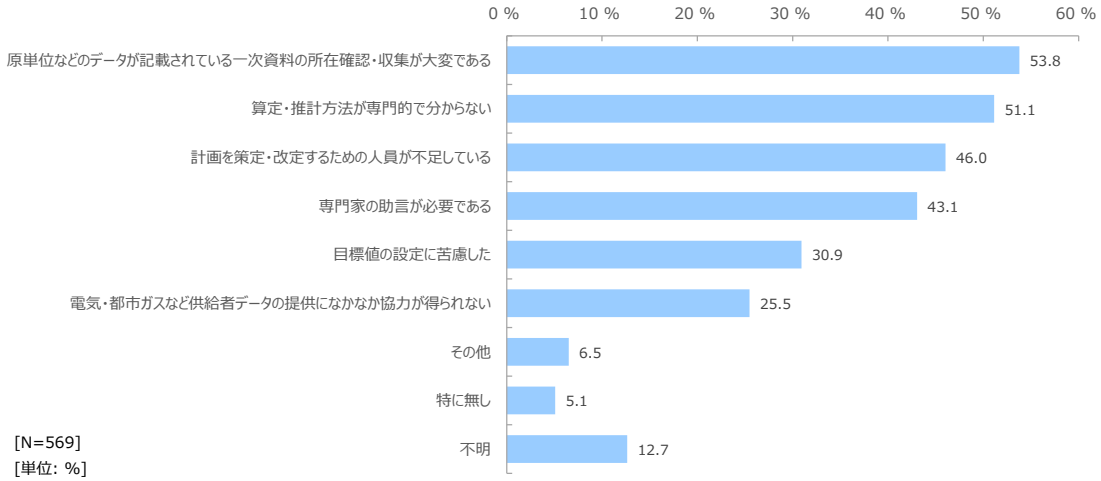

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70%以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」、「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」、「目標値の設定に苦慮した。」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 221　区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと【団体区分別】

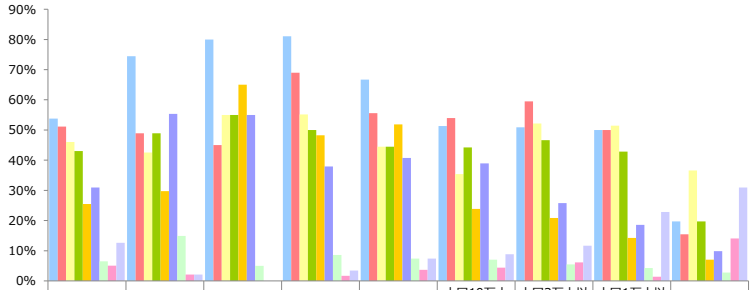

[単位：%]

	全体 (N=569)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=163)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=70)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	53.8	74.5	80.0	81.0	66.7	51.3	50.9	50.0	19.7
算定・推計方法が専門的で分からない	51.1	48.9	45.0	69.0	55.6	54.0	59.5	50.0	15.5
計画を策定・改定するための人員が不足している	46.0	42.6	55.0	55.2	44.4	35.4	52.1	51.4	36.6
専門家の助言が必要である	43.1	48.9	55.0	50.0	44.4	44.2	46.6	42.9	19.7
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	25.5	29.8	65.0	48.3	51.9	23.9	20.9	14.3	7.0
目標値の設定に苦慮した	30.9	55.3	55.0	37.9	40.7	38.9	25.8	18.6	9.9
その他	6.5	14.9	5.0	8.6	7.4	7.1	5.5	4.3	2.8
特に無し	5.1	2.1	0.0	1.7	3.7	4.4	6.1	1.4	14.1
不明	12.7	2.1	0.0	3.4	7.4	8.8	11.7	22.9	31.0

		原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	算定・推計方法が専門的で分からない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体	306	291	262	245	145	176	37	29	72	569
	都道府県	35	23	20	23	14	26	7	1	1	47
	政令指定都市	16	9	11	11	13	11	1	0	0	20
	中核市	47	40	32	29	28	22	5	1	2	58
	施行時特例市	18	15	12	12	14	11	2	1	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	61	40	50	27	44	8	5	10	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	97	85	76	34	42	9	10	19	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村	35	35	36	30	10	13	3	1	16	70
	人口1万人未満の市町村	14	11	26	14	5	7	2	10	22	71
比率（%）	全体(N=569)	53.8	51.1	46.0	43.1	25.5	30.9	6.5	5.1	12.7	
	都道府県(N=47)	74.5	48.9	42.6	48.9	29.8	55.3	14.9	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	80.0	45.0	55.0	55.0	65.0	55.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	81.0	69.0	55.2	50.0	48.3	37.9	8.6	1.7	3.4	
	施行時特例市(N=27)	66.7	55.6	44.4	44.4	51.9	40.7	7.4	3.7	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	51.3	54.0	35.4	44.2	23.9	38.9	7.1	4.4	8.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	50.9	59.5	52.1	46.6	20.9	25.8	5.5	6.1	11.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	50.0	50.0	51.4	42.9	14.3	18.6	4.3	1.4	22.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	19.7	15.5	36.6	19.7	7.0	9.9	2.8	14.1	31.0	

7） 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」（59.1%）が最も多く、「削減目標の設定」（56.3%）と続く。

図表 222 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

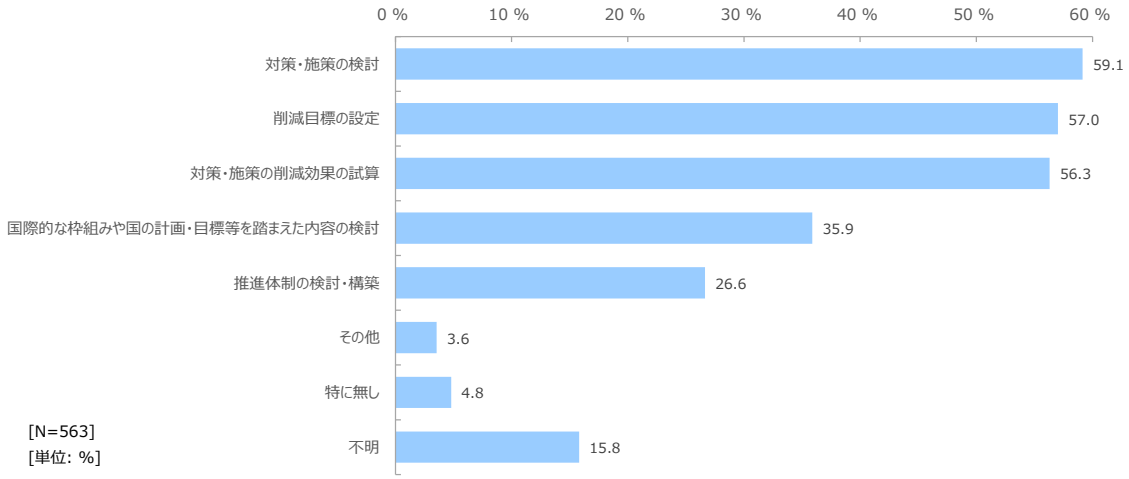

図表 223　区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【団体区分別】

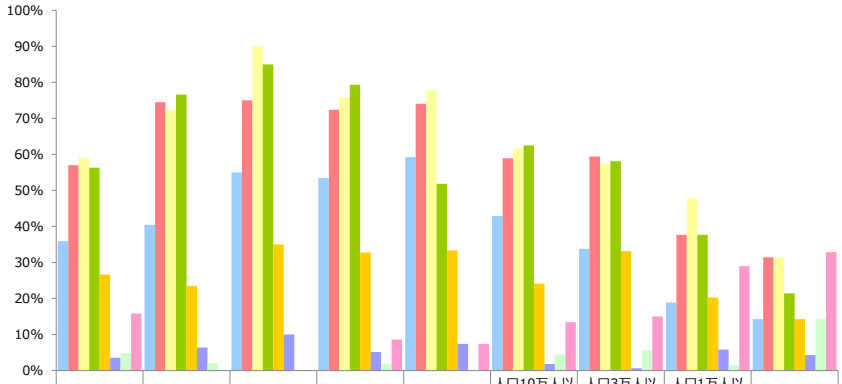

[単位：%]

	全体(N=563)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=70)
国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	35.9	40.4	55.0	53.4	59.3	42.9	33.8	18.8	14.3
削減目標の設定	57.0	74.5	75.0	72.4	74.1	58.9	59.4	37.7	31.4
対策・施策の検討	59.1	72.3	90.0	75.9	77.8	61.6	57.5	47.8	31.4
対策・施策の削減効果の試算	56.3	76.6	85.0	79.3	51.9	62.5	58.1	37.7	21.4
推進体制の検討・構築	26.6	23.4	35.0	32.8	33.3	24.1	33.1	20.3	14.3
その他	3.6	6.4	10.0	5.2	7.4	1.8	0.6	5.8	4.3
特に無し	4.8	2.1	0.0	1.7	0.0	4.5	5.6	1.4	14.3
不明	15.8	0.0	0.0	8.6	7.4	13.4	15.0	29.0	32.9

		国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体	202	321	333	317	150	20	27	89	563
	都道府県	19	35	34	36	11	3	1	0	47
	政令指定都市	11	15	18	17	7	2	0	0	20
	中核市	31	42	44	46	19	3	1	5	58
	施行時特例市	16	20	21	14	9	2	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	48	66	69	70	27	2	5	15	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	95	92	93	53	1	9	24	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	26	33	26	14	4	1	20	69
	人口1万人未満の市町村	10	22	22	15	10	3	10	23	70
比率（%）	全体(N=563)	35.9	57.0	59.1	56.3	26.6	3.6	4.8	15.8	
	都道府県(N=47)	40.4	74.5	72.3	76.6	23.4	6.4	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	75.0	90.0	85.0	35.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	53.4	72.4	75.9	79.3	32.8	5.2	1.7	8.6	
	施行時特例市(N=27)	59.3	74.1	77.8	51.9	33.3	7.4	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	42.9	58.9	61.6	62.5	24.1	1.8	4.5	13.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.8	59.4	57.5	58.1	33.1	0.6	5.6	15.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	37.7	47.8	37.7	20.3	5.8	1.4	29.0	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	14.3	31.4	31.4	21.4	14.3	4.3	14.3	32.9	

８） 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの

区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第１版）」（24.9%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（23.6%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（策定手法編）」（22.0%）、と続く。

図表 224　区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの

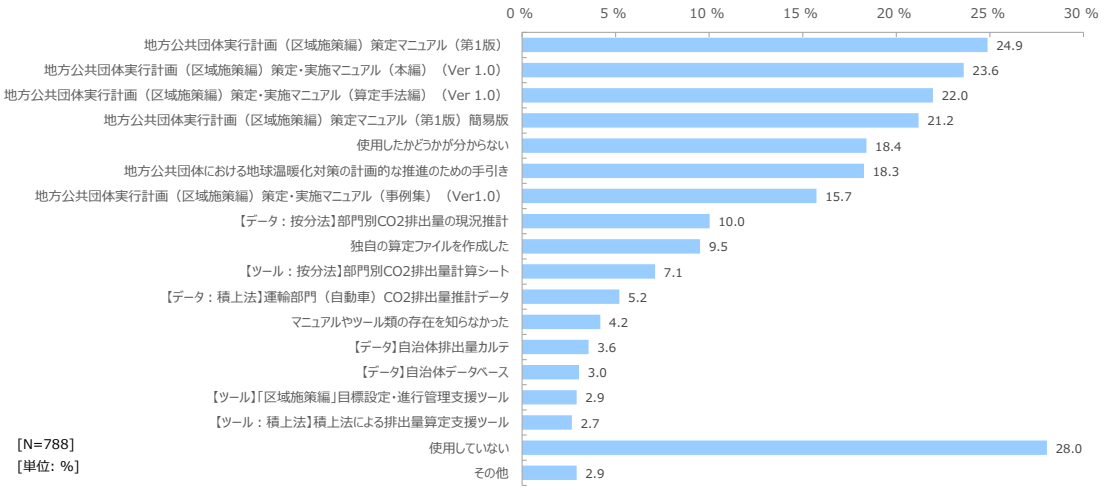

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「平成 29 年 3 月に公表された最新のマニュアル類」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また、人口規模が小さいほど、「使用していない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 225　区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【団体区分別】

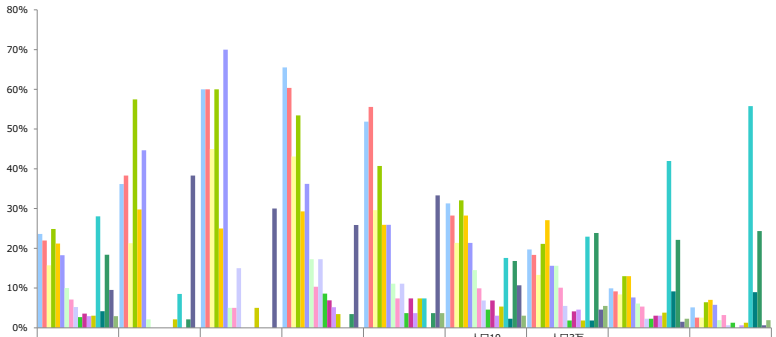

[単位：%]

	全体(N=788)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=131)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=218)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=131)	人口1万人未満の市町村(N=156)
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）	23.6	36.2	60.0	65.5	51.9	31.3	19.7	9.9	5.1
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）	22.0	38.3	60.0	60.3	55.6	28.2	18.3	9.2	2.6
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	15.7	21.3	45.0	43.1	29.6	21.4	13.3	8.4	2.6
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	24.9	57.4	60.0	53.4	40.7	32.1	21.1	13.0	6.4
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	21.2	29.8	25.0	29.3	25.9	28.2	27.1	13.0	7.1
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	18.3	44.7	70.0	36.2	25.9	21.4	15.6	7.6	5.8
【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	10.0	2.1	5.0	17.2	11.1	14.5	15.6	6.1	1.9
【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	7.1	0.0	5.0	10.3	7.4	9.9	10.1	5.3	3.2
【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	5.2	0.0	15.0	17.2	11.1	6.9	5.5	2.3	0.6
【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	2.7	0.0	0.0	8.6	3.7	4.6	1.8	2.3	1.3
【データ】自治体排出量カルテ	3.6	0.0	0.0	6.9	7.4	6.9	4.1	3.1	0.0
【ツール】「区域施策編」目標設定・進行管理支援ツール	2.9	0.0	0.0	5.2	3.7	3.1	4.6	3.1	0.6
【データ】自治体データベース	3.0	2.1	5.0	3.4	7.4	5.3	1.8	3.8	1.3
使用していない	28.0	8.5	0.0	0.0	7.4	17.6	22.9	42.0	55.8
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	1.8	9.2	9.0
使用したかどうかが分からない	18.4	2.1	0.0	3.4	3.7	16.8	23.9	22.1	24.4

		地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	【データ】自治体排出量カルテ	【ツール】「区域施策編」目標設定・進行管理支援ツール	【データ】自治体データベース	使用していない	マニュアルやツール類の存在を知らなかった	使用したかどうかが分からない	独自の算定ファイルを作成した	その他	合計
回答数	全体	186	173	124	196	167	144	79	56	41	21	28	23	24	221	33	145	75	23	788
	都道府県	17	18	10	27	14	21	1	0	0	0	0	0	1	4	0	1	18	0	47
	政令指定都市	12	12	9	12	5	14	1	1	3	0	0	0	1	0	0	0	6	0	20
	中核市	38	35	25	31	17	21	10	6	10	5	4	3	2	0	0	2	15	0	58
	施行時特例市	14	15	8	11	7	7	3	2	3	1	2	1	2	2	0	1	9	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	41	37	28	42	37	28	19	13	9	6	9	4	7	23	3	22	14	4	131
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	43	40	29	46	59	34	34	22	12	4	9	10	4	50	4	52	10	12	218
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	12	11	17	17	10	8	7	3	3	4	4	5	55	12	29	2	3	131
	人口1万人未満の市町村	8	4	4	10	11	9	3	5	1	2	0	1	2	87	14	38	1	3	156
比率（%）	全体(N=788)	23.6	22.0	15.7	24.9	21.2	18.3	10.0	7.1	5.2	2.7	3.6	2.9	3.0	28.0	4.2	18.4	9.5	2.9	
	都道府県(N=47)	36.2	38.3	21.3	57.4	29.8	44.7	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	8.5	0.0	2.1	38.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	60.0	45.0	60.0	25.0	70.0	5.0	5.0	15.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	
	中核市(N=58)	65.5	60.3	43.1	53.4	29.3	36.2	17.2	10.3	17.2	8.6	6.9	5.2	3.4	0.0	0.0	3.4	25.9	0.0	
	施行時特例市(N=27)	51.9	55.6	29.6	40.7	25.9	25.9	11.1	7.4	11.1	3.7	7.4	3.7	7.4	7.4	0.0	3.7	33.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=131)	31.3	28.2	21.4	32.1	28.2	21.4	14.5	9.9	6.9	4.6	6.9	3.1	5.3	17.6	2.3	16.8	10.7	3.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=218)	19.7	18.3	13.3	21.1	27.1	15.6	15.6	10.1	5.5	1.8	4.1	4.6	1.8	22.9	1.8	23.9	4.6	5.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=131)	9.9	9.2	8.4	13.0	13.0	7.6	6.1	5.3	2.3	2.3	3.1	3.1	3.8	42.0	9.2	22.1	1.5	2.3	
	人口1万人未満の市町村(N=156)	5.1	2.6	2.6	6.4	7.1	5.8	1.9	3.2	0.6	1.3	0.0	0.6	1.3	55.8	9.0	24.4	0.6	1.9	

９）　区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途

区域施策編を策定・改定にあたり、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている。」（53.4%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。」（40.3%）が続く。

図表 226　区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途

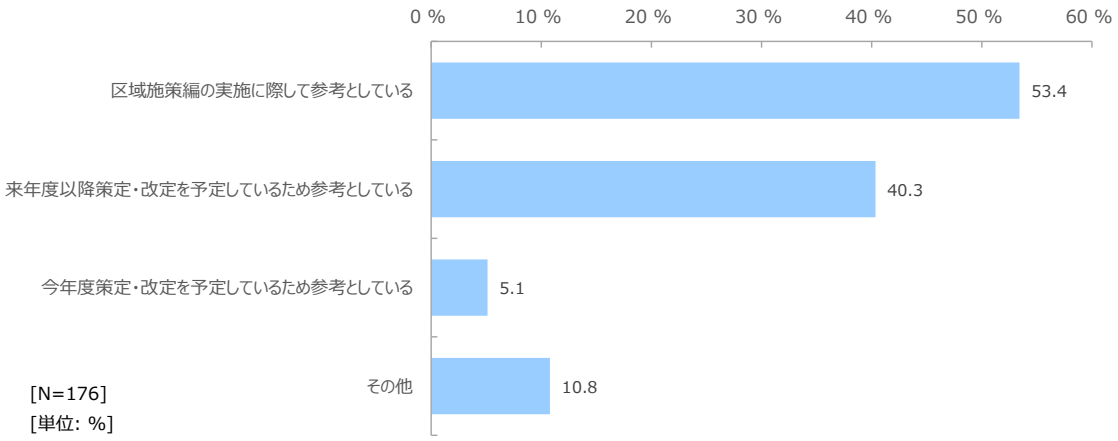

	今年度策定・改定を予定しているため参考としている	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている	区域施策編の実施に際して参考としている	その他	合計
全体	9	71	94	19	176
比率（%）	5.1	40.3	53.4	10.8	

１０） 区域施策編の共同策定の検討状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（59.4%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（20.3%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（14.5%）と続く。

策定済又は策定予定の団体は昨年度の 0.7%から 1.1%に増加した。

図表 227　区域施策編の共同策定の検討状況

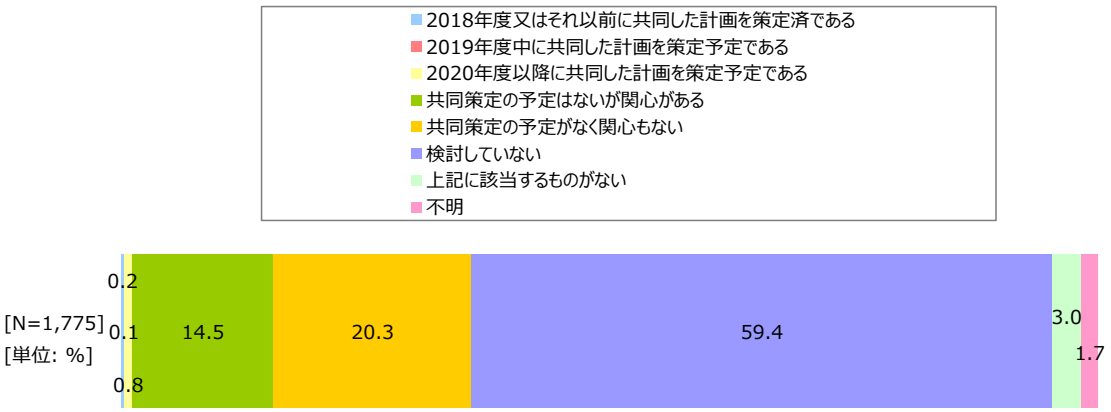

図表 228　区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】

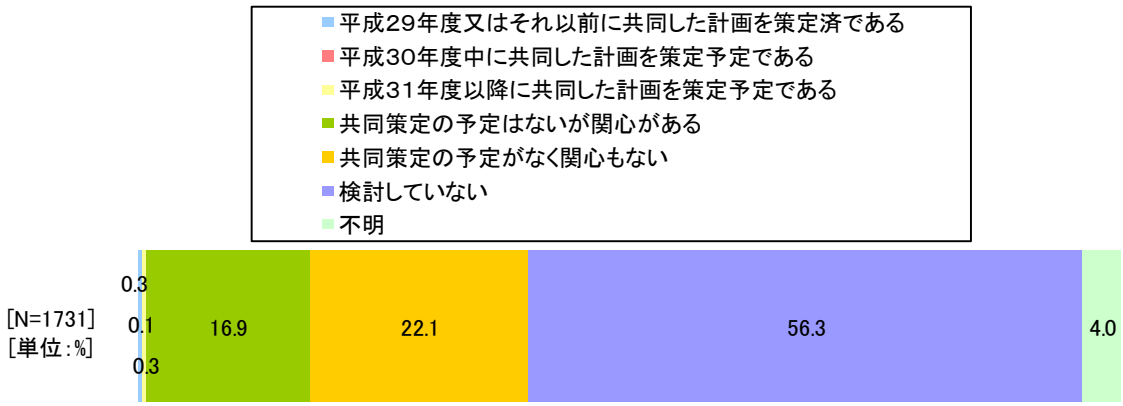

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市区町村では 15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

図表 229　区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

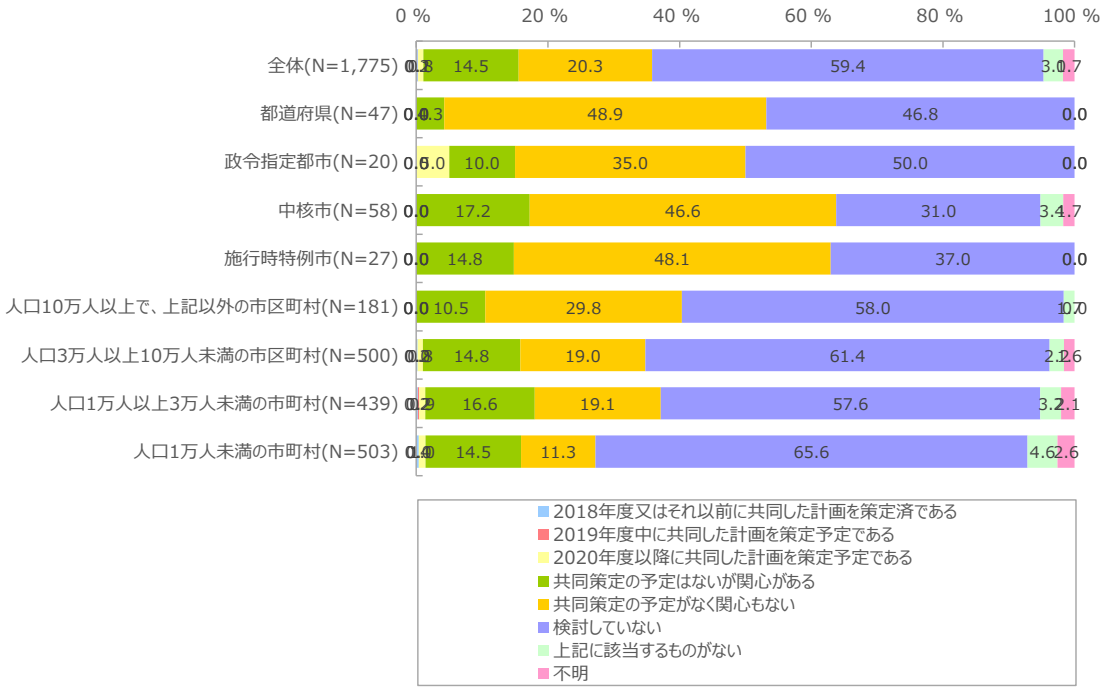

		2018年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2019年度中に共同した計画を策定予定である	2020年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	全体	4	1	14	257	360	1,055	53	31	1,775
	都道府県	0	0	0	2	23	22	0	0	47
	政令指定都市	0	0	1	2	7	10	0	0	20
	中核市	0	0	0	10	27	18	2	1	58
	施行時特例市	0	0	0	4	13	10	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	19	54	105	3	0	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	4	74	95	307	11	8	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	4	73	84	253	14	9	439
	人口1万人未満の市町村	2	0	5	73	57	330	23	13	503
比率	全体(N=1,775)	0.2	0.1	0.8	14.5	20.3	59.4	3.0	1.7	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	4.3	48.9	46.8	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	5.0	10.0	35.0	50.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	0.0	17.2	46.6	31.0	3.4	1.7	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	0.0	14.8	48.1	37.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	0.0	0.0	10.5	29.8	58.0	1.7	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.2	0.0	0.8	14.8	19.0	61.4	2.2	1.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.2	0.2	0.9	16.6	19.1	57.6	3.2	2.1	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	0.4	0.0	1.0	14.5	11.3	65.6	4.6	2.6	

１１） 共同したい相手先

区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（83.9%）が最も多く、次いで「属する都道府県」（35.9%）が多い。

図表 230　共同したい相手先

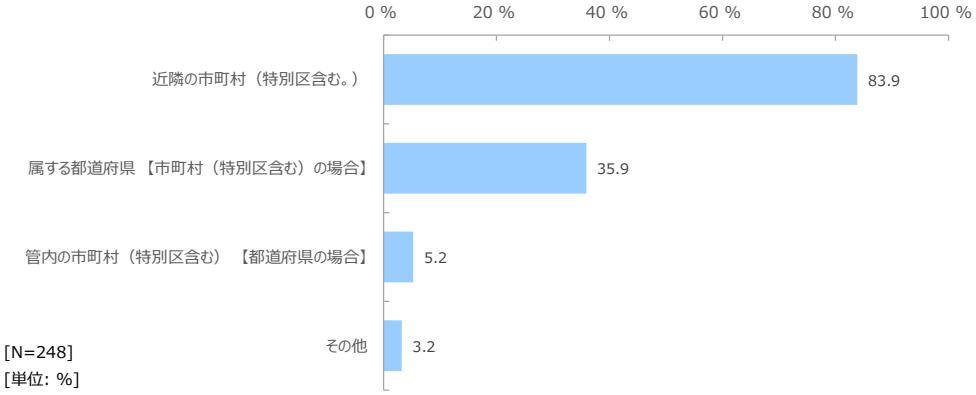

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の 7 割以上が、共同したい相手先として「近隣の市町村（特別区含む。）」を選択している。

図表 231　共同したい相手先【団体区分別】

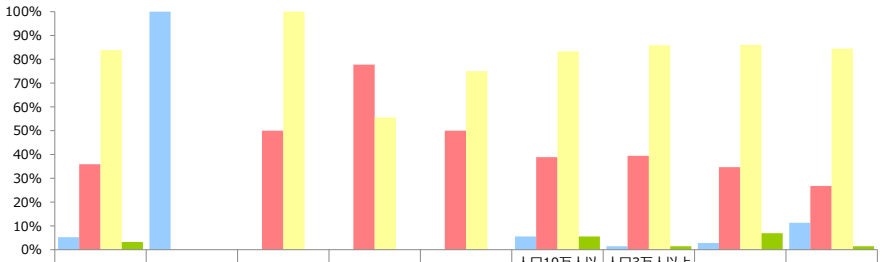

[単位：%]

	全体(N=248)	都道府県(N=1)	政令指定都市(N=2)	中核市(N=9)	施行時特例市(N=4)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	人口1万人未満の市町村(N=71)
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	5.2	100.0	0.0	0.0	0.0	5.6	1.4	2.8	11.3
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	35.9	0.0	50.0	77.8	50.0	38.9	39.4	34.7	26.8
近隣の市町村（特別区含む。）	83.9	0.0	100.0	55.6	75.0	83.3	85.9	86.1	84.5
その他	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	1.4	6.9	1.4

		管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	属する都道府県（特別区含む）【市町村の場合】	近隣の市町村（特別区含む。）	その他	合計
回答数	全体	13	89	208	8	248
	都道府県	1	0	0	0	1
	政令指定都市	0	1	2	0	2
	中核市	0	7	5	0	9
	施行時特例市	0	2	3	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	7	15	1	18
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	28	61	1	71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	25	62	5	72
	人口1万人未満の市町村	8	19	60	1	71
比率（%）	全体(N=248)	5.2	35.9	83.9	3.2	
	都道府県(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	
	中核市(N=9)	0.0	77.8	55.6	0.0	
	施行時特例市(N=4)	0.0	50.0	75.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	5.6	38.9	83.3	5.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	1.4	39.4	85.9	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	2.8	34.7	86.1	6.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	11.3	26.8	84.5	1.4	

１２） 区域施策編の公表方法

区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している。」（80.7%）が最も多く、「環境審議会で公表している。」（47.2%）、「専用の冊子等を作成し公表している。」（42.2%）、「議会報告で公表している。」（28.1%）、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（27.2%）と続く。

図表 232　区域施策編の公表方法

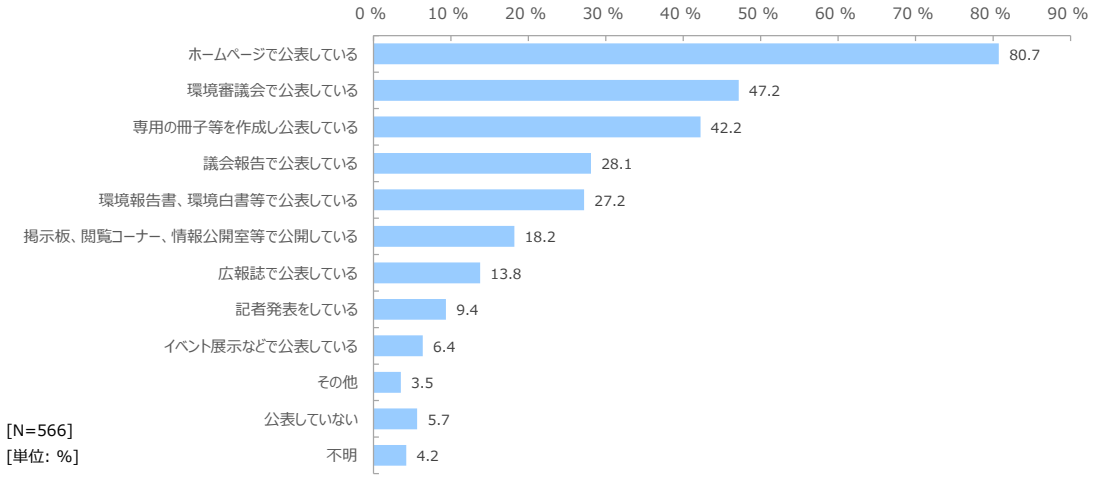

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口１万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない。」の割合が高い。

図表 233　区域施策編の公表方法【団体区分別】

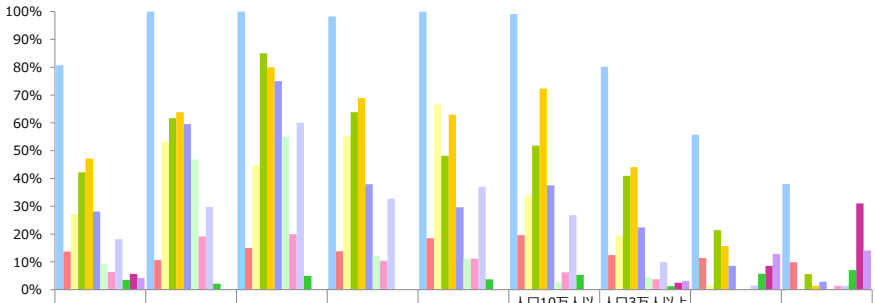

[単位：%]

	全体(N=566)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	人口1万人未満の市町村(N=71)
ホームページで公表している	80.7	100.0	100.0	98.3	100.0	99.1	80.1	55.7	38.0
広報誌で公表している	13.8	10.6	15.0	13.8	18.5	19.6	12.4	11.4	9.9
環境報告書、環境白書等で公表している	27.2	53.2	45.0	55.2	66.7	33.9	19.3	1.4	0.0
専用の冊子等を作成し公表している	42.2	61.7	85.0	63.8	48.1	51.8	41.0	21.4	5.6
環境審議会で公表している	47.2	63.8	80.0	69.0	63.0	72.3	44.1	15.7	1.4
議会報告で公表している	28.1	59.6	75.0	37.9	29.6	37.5	22.4	8.6	2.8
記者発表をしている	9.4	46.8	55.0	12.1	11.1	2.7	4.3	0.0	0.0
イベント展示などで公表している	6.4	19.1	20.0	10.3	11.1	6.3	3.7	0.0	1.4
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	18.2	29.8	60.0	32.8	37.0	26.8	9.9	1.4	1.4
その他	3.5	2.1	5.0	0.0	3.7	5.4	1.2	5.7	7.0
公表していない	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	8.6	31.0
不明	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	12.9	14.1

		ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	全体	457	78	154	239	267	159	53	36	103	20	32	24	566
	都道府県	47	5	25	29	30	28	22	9	14	1	0	0	47
	政令指定都市	20	3	9	17	16	15	11	4	12	1	0	0	20
	中核市	57	8	32	37	40	22	7	6	19	0	0	0	58
	施行時特例市	27	5	18	13	17	8	3	3	10	1	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	111	22	38	58	81	42	3	7	30	6	0	0	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	129	20	31	66	71	36	7	6	16	2	4	5	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	39	8	1	15	11	6	0	0	1	4	6	9	70
	人口1万人未満の市町村	27	7	0	4	1	2	0	1	1	5	22	10	71
比率（%）	全体(N=566)	80.7	13.8	27.2	42.2	47.2	28.1	9.4	6.4	18.2	3.5	5.7	4.2	
	都道府県(N=47)	100.0	10.6	53.2	61.7	63.8	59.6	46.8	19.1	29.8	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	15.0	45.0	85.0	80.0	75.0	55.0	20.0	60.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	98.3	13.8	55.2	63.8	69.0	37.9	12.1	10.3	32.8	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	18.5	66.7	48.1	63.0	29.6	11.1	11.1	37.0	3.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	99.1	19.6	33.9	51.8	72.3	37.5	2.7	6.3	26.8	5.4	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	80.1	12.4	19.3	41.0	44.1	22.4	4.3	3.7	9.9	1.2	2.5	3.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	55.7	11.4	1.4	21.4	15.7	8.6	0.0	0.0	1.4	5.7	8.6	12.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	38.0	9.9	0.0	5.6	1.4	2.8	0.0	1.4	1.4	7.0	31.0	14.1	

（２）実行計画（区域施策編）の目標設定と対象

１） 区域施策編における CO_2 排出量の算定手法

①産業部門（製造業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（45.4%）が最も多く、「「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量」（17.9%）と続く。

図表 234 区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）

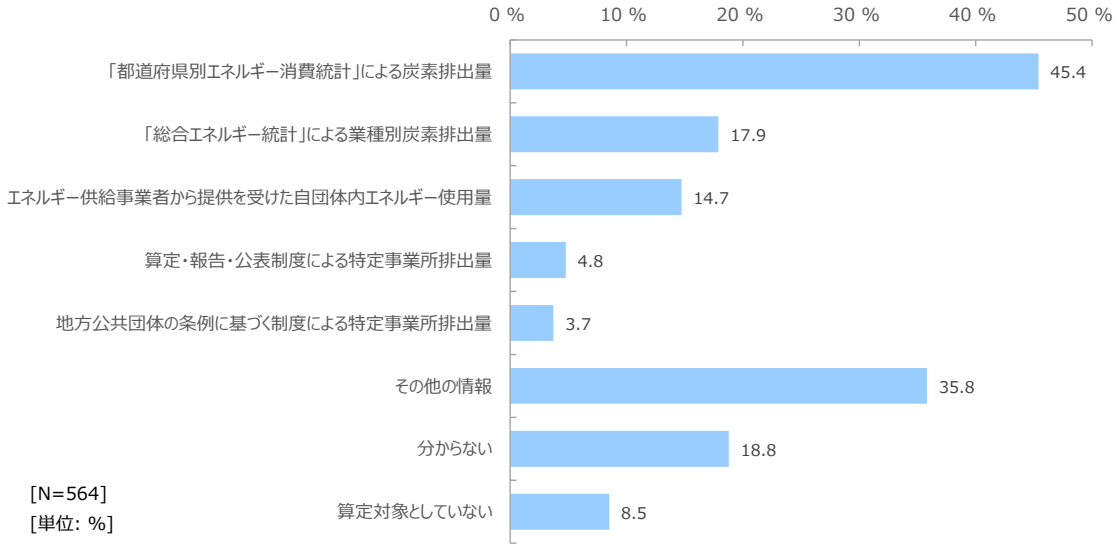

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」が多いが、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い。

図表 235　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

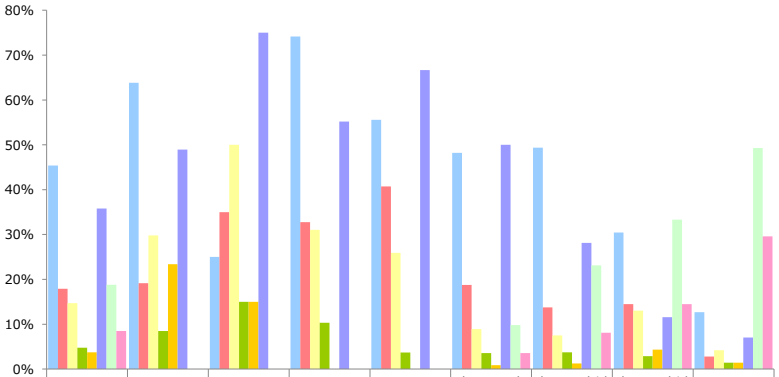

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	45.4	63.8	25.0	74.1	55.6	48.2	49.4	30.4	12.7
2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	17.9	19.1	35.0	32.8	40.7	18.8	13.8	14.5	2.8
3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	14.7	29.8	50.0	31.0	25.9	8.9	7.5	13.0	4.2
4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	4.8	8.5	15.0	10.3	3.7	3.6	3.8	2.9	1.4
5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	3.7	23.4	15.0	0.0	0.0	0.9	1.3	4.3	1.4
1～5以外の情報	35.8	48.9	75.0	55.2	66.7	50.0	28.1	11.6	7.0
分からない	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	9.8	23.1	33.3	49.3
算定対象としていない	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	8.1	14.5	29.6

		1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1～5以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	256	101	83	27	21	202	106	48	564
	都道府県	30	9	14	4	11	23	0	0	47
	政令指定都市	5	7	10	3	3	15	0	0	20
	中核市	43	19	18	6	0	32	0	0	58
	施行時特例市	15	11	7	1	0	18	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	54	21	10	4	1	56	11	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	79	22	12	6	2	45	37	13	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	10	9	2	3	8	23	10	69
	人口1万人未満の市町村	9	2	3	1	1	5	35	21	71
比率（%）	全体(N=564)	45.4	17.9	14.7	4.8	3.7	35.8	18.8	8.5	
	都道府県(N=47)	63.8	19.1	29.8	8.5	23.4	48.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	35.0	50.0	15.0	15.0	75.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	74.1	32.8	31.0	10.3	0.0	55.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	55.6	40.7	25.9	3.7	0.0	66.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	48.2	18.8	8.9	3.6	0.9	50.0	9.8	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	49.4	13.8	7.5	3.8	1.3	28.1	23.1	8.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	30.4	14.5	13.0	2.9	4.3	11.6	33.3	14.5	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	2.8	4.2	1.4	1.4	7.0	49.3	29.6	

②産業部門（建設業・鉱業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（50.0%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（10.8%）がそれに続く。

図表 236　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）

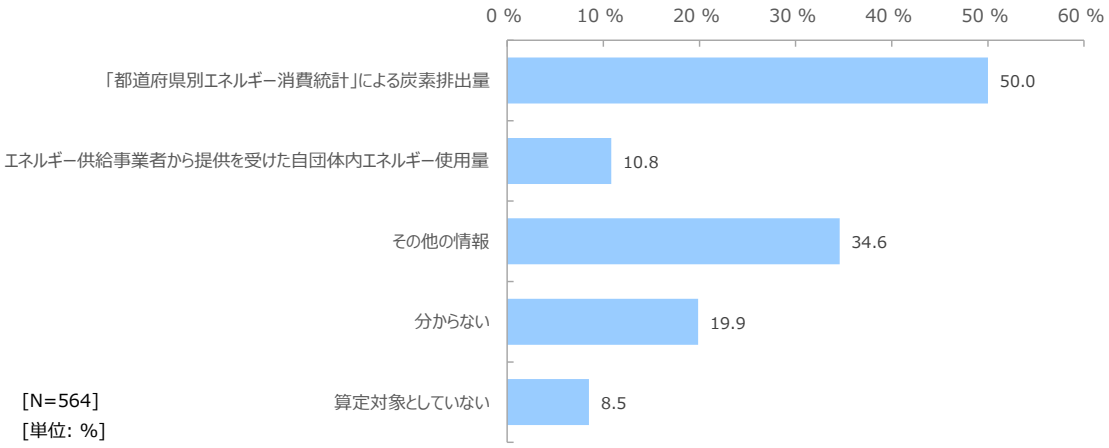

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 237　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(2) 産業部門（建設業・鉱業）【団体区分別】

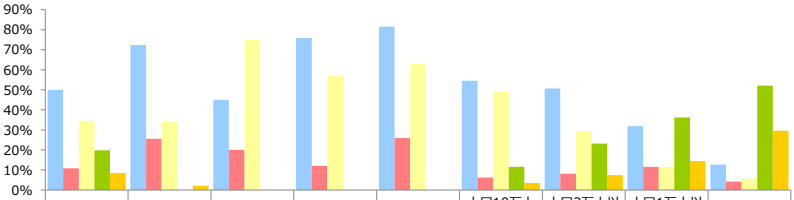

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	50.0	72.3	45.0	75.9	81.5	54.5	50.6	31.9	12.7
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	10.8	25.5	20.0	12.1	25.9	6.3	8.1	11.6	4.2
その他の情報	34.6	34.0	75.0	56.9	63.0	49.1	29.4	11.6	5.6
分からない	19.9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6	23.1	36.2	52.1
算定対象としていない	8.5	2.1	0.0	0.0	0.0	3.6	7.5	14.5	29.6

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	282	61	195	112	48	564
	都道府県	34	12	16	0	1	47
	政令指定都市	9	4	15	0	0	20
	中核市	44	7	33	0	0	58
	施行時特例市	22	7	17	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	61	7	55	13	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	13	47	37	12	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	8	8	25	10	69
	人口1万人未満の市町村	9	3	4	37	21	71
比率（%）	全体(N=564)	50.0	10.8	34.6	19.9	8.5	
	都道府県(N=47)	72.3	25.5	34.0	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	20.0	75.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	75.9	12.1	56.9	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	81.5	25.9	63.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	54.5	6.3	49.1	11.6	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	50.6	8.1	29.4	23.1	7.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	11.6	11.6	36.2	14.5	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	4.2	5.6	52.1	29.6	

③産業部門（農林水産業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（48.6%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（9.6%）がそれに続く。

図表 238　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）

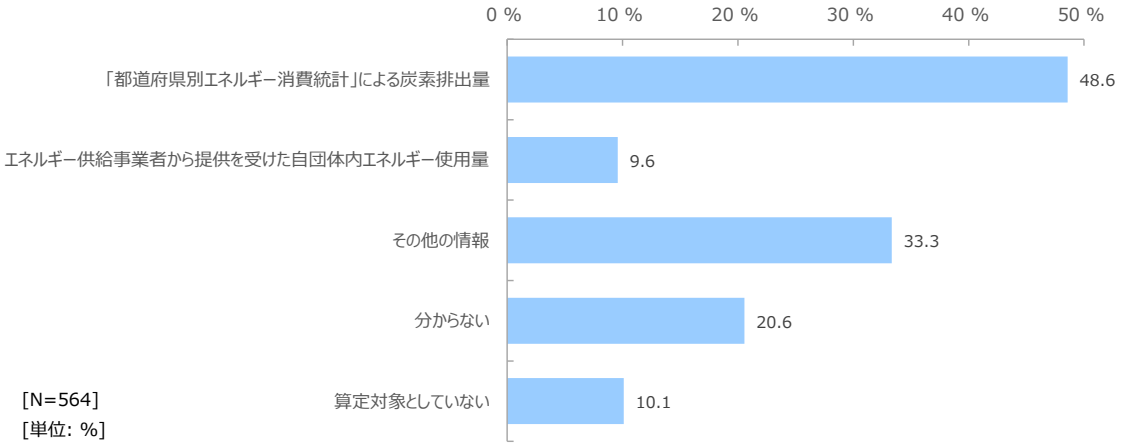

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 239　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(3) 産業部門（農林水産業）【団体区分別】

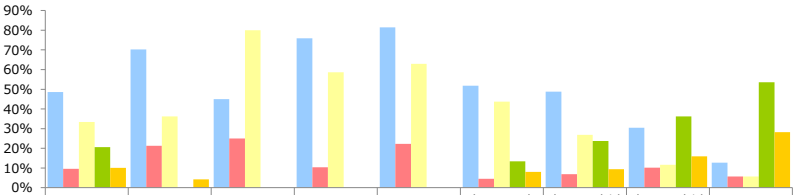

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	48.6	70.2	45.0	75.9	81.5	51.8	48.8	30.4	12.7
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	9.6	21.3	25.0	10.3	22.2	4.5	6.9	10.1	5.6
その他の情報	33.3	36.2	80.0	58.6	63.0	43.8	26.9	11.6	5.6
分からない	20.6	0.0	0.0	0.0	0.0	13.4	23.8	36.2	53.5
算定対象としていない	10.1	4.3	0.0	0.0	0.0	8.0	9.4	15.9	28.2

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	274	54	188	116	57	564
	都道府県	33	10	17	0	2	47
	政令指定都市	9	5	16	0	0	20
	中核市	44	6	34	0	0	58
	施行時特例市	22	6	17	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	5	49	15	9	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	78	11	43	38	15	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	7	8	25	11	69
	人口1万人未満の市町村	9	4	4	38	20	71
比率（%）	全体(N=564)	48.6	9.6	33.3	20.6	10.1	
	都道府県(N=47)	70.2	21.3	36.2	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	45.0	25.0	80.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	75.9	10.3	58.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	81.5	22.2	63.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	51.8	4.5	43.8	13.4	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	48.8	6.9	26.9	23.8	9.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	30.4	10.1	11.6	36.2	15.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	5.6	5.6	53.5	28.2	

④業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（42.6%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量」（17.0%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（16.7%）と続く。

図表 240　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(4)業務その他部門

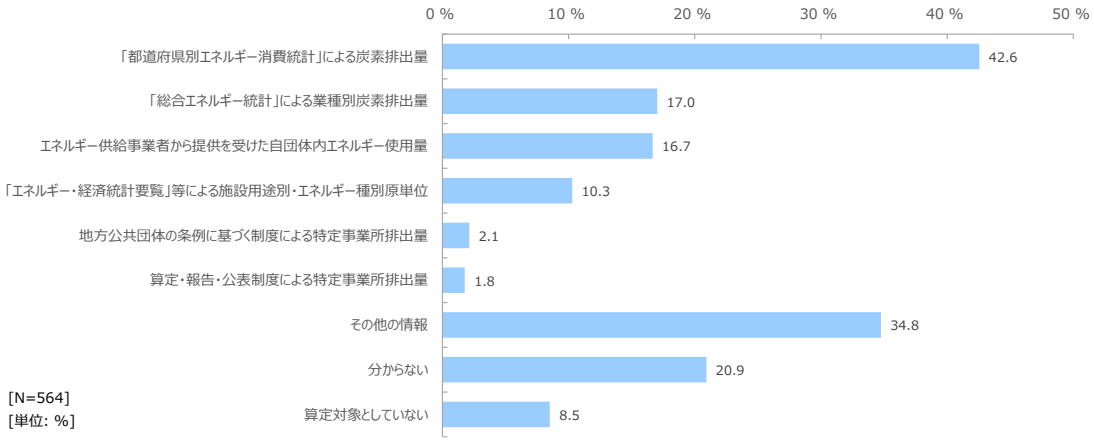

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 241　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(4) 業務その他部門【団体区分別】

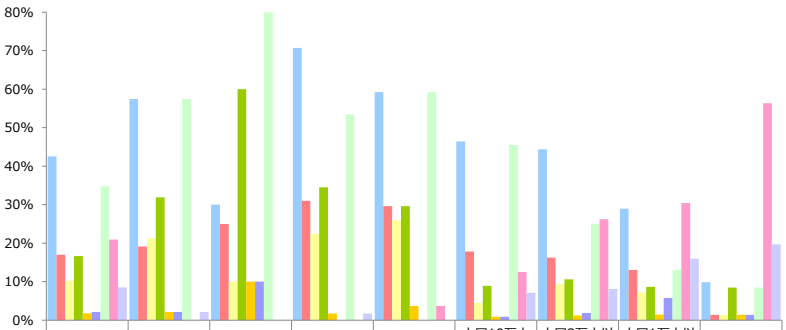

[単位：%]	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	42.6	57.4	30.0	70.7	59.3	46.4	44.4	29.0	9.9
「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	17.0	19.1	25.0	31.0	29.6	17.9	16.3	13.0	1.4
「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	10.3	21.3	10.0	22.4	25.9	4.5	9.4	7.2	1.4
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	16.7	31.9	60.0	34.5	29.6	8.9	10.6	8.7	8.5
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	1.8	2.1	10.0	1.7	3.7	0.9	1.3	1.4	1.4
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	2.1	2.1	10.0	0.0	0.0	0.9	1.9	5.8	1.4
その他の情報	34.8	57.4	80.0	53.4	59.3	45.5	25.0	13.0	8.5
分からない	20.9	0.0	0.0	0.0	3.7	12.5	26.3	30.4	56.3
算定対象としていない	8.5	2.1	0.0	1.7	0.0	7.1	8.1	15.9	19.7

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	240	96	58	94	10	12	196	118	48	564
	都道府県	27	9	10	15	1	1	27	0	1	47
	政令指定都市	6	5	2	12	2	2	16	0	0	20
	中核市	41	18	13	20	1	0	31	0	1	58
	施行時特例市	16	8	7	8	1	0	16	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	52	20	5	10	1	1	51	14	8	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	71	26	15	17	2	3	40	42	13	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	9	5	6	1	4	9	21	11	69
	人口1万人未満の市町村	7	1	1	6	1	1	6	40	14	71
比率（%）	全体(N=564)	42.6	17.0	10.3	16.7	1.8	2.1	34.8	20.9	8.5	
	都道府県(N=47)	57.4	19.1	21.3	31.9	2.1	2.1	57.4	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	30.0	25.0	10.0	60.0	10.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	70.7	31.0	22.4	34.5	1.7	0.0	53.4	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=27)	59.3	29.6	25.9	29.6	3.7	0.0	59.3	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	46.4	17.9	4.5	8.9	0.9	0.9	45.5	12.5	7.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	44.4	16.3	9.4	10.6	1.3	1.9	25.0	26.3	8.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	13.0	7.2	8.7	1.4	5.8	13.0	30.4	15.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	9.9	1.4	1.4	8.5	1.4	1.4	8.5	56.3	19.7	

⑤家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（34.6%）が最も多く、「「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」（27.1%）と続く。

図表 242　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(5)家庭部門

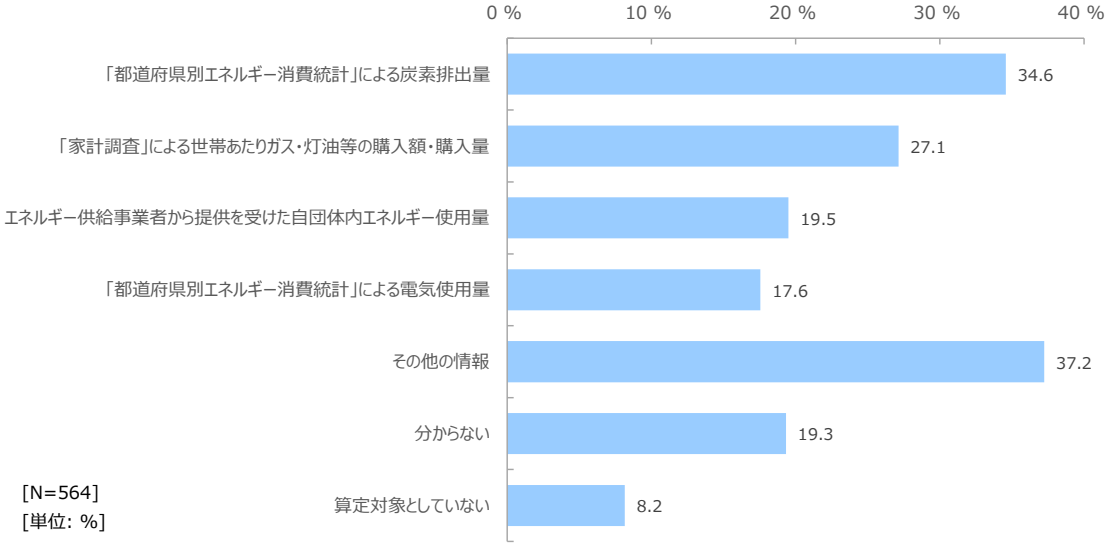

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市では「「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」が最も大きく、施工時特例市未満の団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い。

図表 243　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(5) 家庭部門【団体区分別】

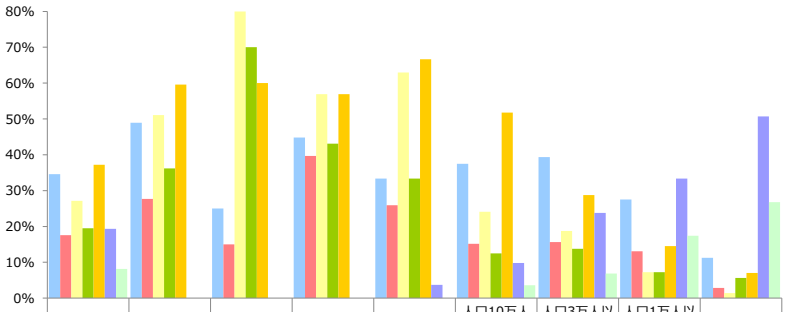

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	34.6	48.9	25.0	44.8	33.3	37.5	39.4	27.5	11.3
「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	17.6	27.7	15.0	39.7	25.9	15.2	15.6	13.0	2.8
「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	27.1	51.1	80.0	56.9	63.0	24.1	18.8	7.2	1.4
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	19.5	36.2	70.0	43.1	33.3	12.5	13.8	7.2	5.6
その他の情報	37.2	59.6	60.0	56.9	66.7	51.8	28.8	14.5	7.0
分からない	19.3	0.0	0.0	0.0	3.7	9.8	23.8	33.3	50.7
算定対象としていない	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	6.9	17.4	26.8

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	195	99	153	110	210	109	46	564
	都道府県	23	13	24	17	28	0	0	47
	政令指定都市	5	3	16	14	12	0	0	20
	中核市	26	23	33	25	33	0	0	58
	施行時特例市	9	7	17	9	18	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	17	27	14	58	11	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	63	25	30	22	46	38	11	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	9	5	5	10	23	12	69
	人口1万人未満の市町村	8	2	1	4	5	36	19	71
比率（%）	全体(N=564)	34.6	17.6	27.1	19.5	37.2	19.3	8.2	
	都道府県(N=47)	48.9	27.7	51.1	36.2	59.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	15.0	80.0	70.0	60.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	44.8	39.7	56.9	43.1	56.9	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	33.3	25.9	63.0	33.3	66.7	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	37.5	15.2	24.1	12.5	51.8	9.8	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	39.4	15.6	18.8	13.8	28.8	23.8	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	27.5	13.0	7.2	7.2	14.5	33.3	17.4	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	11.3	2.8	1.4	5.6	7.0	50.7	26.8	

⑥運輸部門（自動車）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」（23.9%）が最も多く、「「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（22.7%）と続く。

図表 244　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）

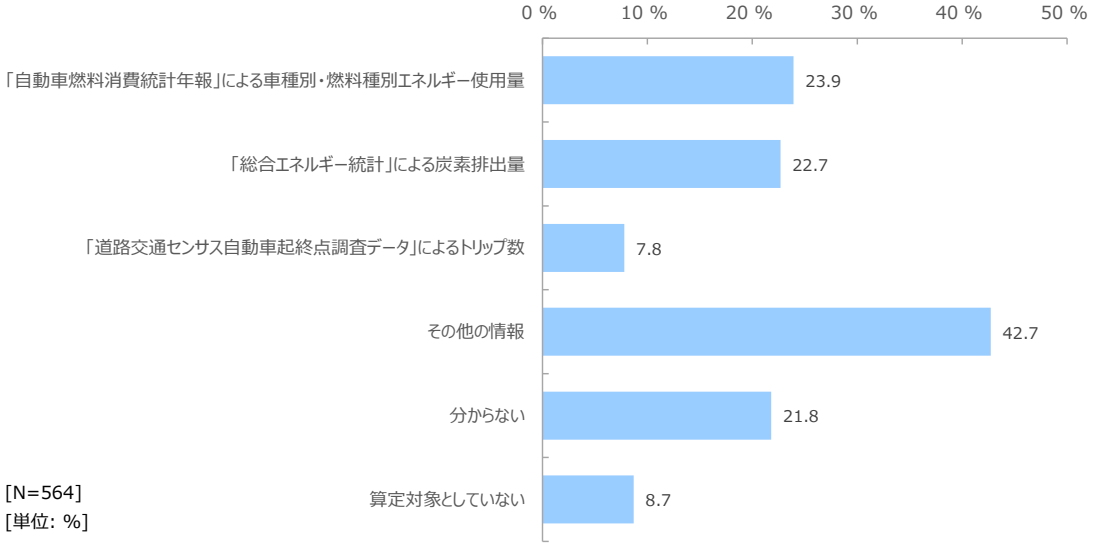

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市では、「「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」及び「その他の情報」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「総合エネルギー統計」による炭素排出量」が多くなる傾向がある。

図表 245　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(6) 運輸部門（自動車）【団体区分別】

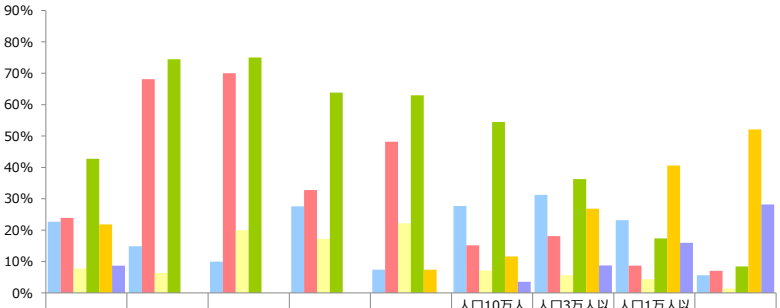

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	22.7	14.9	10.0	27.6	7.4	27.7	31.3	23.2	5.6
「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	23.9	68.1	70.0	32.8	48.1	15.2	18.1	8.7	7.0
「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	7.8	6.4	20.0	17.2	22.2	7.1	5.6	4.3	1.4
その他の情報	42.7	74.5	75.0	63.8	63.0	54.5	36.3	17.4	8.5
分からない	21.8	0.0	0.0	0.0	7.4	11.6	26.9	40.6	52.1
算定対象としていない	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	8.8	15.9	28.2

		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	128	135	44	241	123	49	564
	都道府県	7	32	3	35	0	0	47
	政令指定都市	2	14	4	15	0	0	20
	中核市	16	19	10	37	0	0	58
	施行時特例市	2	13	6	17	2	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	31	17	8	61	13	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	29	9	58	43	14	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	6	3	12	28	11	69
	人口1万人未満の市町村	4	5	1	6	37	20	71
比率（%）	全体(N=564)	22.7	23.9	7.8	42.7	21.8	8.7	
	都道府県(N=47)	14.9	68.1	6.4	74.5	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	70.0	20.0	75.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	27.6	32.8	17.2	63.8	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	48.1	22.2	63.0	7.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	27.7	15.2	7.1	54.5	11.6	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	31.3	18.1	5.6	36.3	26.9	8.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	23.2	8.7	4.3	17.4	40.6	15.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	5.6	7.0	1.4	8.5	52.1	28.2	

⑦運輸部門（鉄道）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（19.2%）が最も多く、「個別企業による公表情報（環境報告書等）」（11.9%）と続く。

図表 246　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）

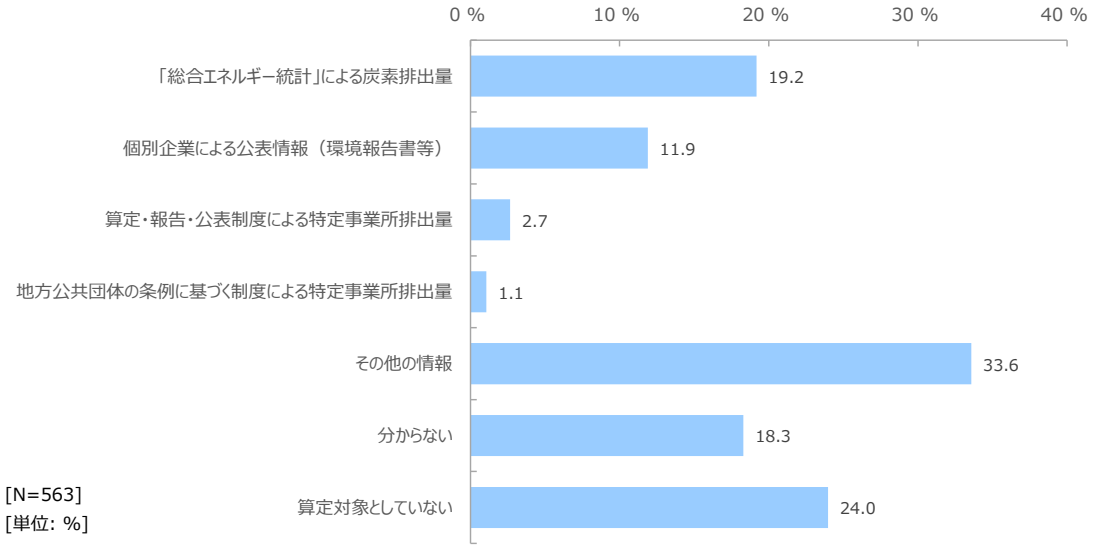

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「個別企業による公表情報（環境報告書等）」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「「総合エネルギー統計」による炭素排出量」が多い。

図表 247　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】

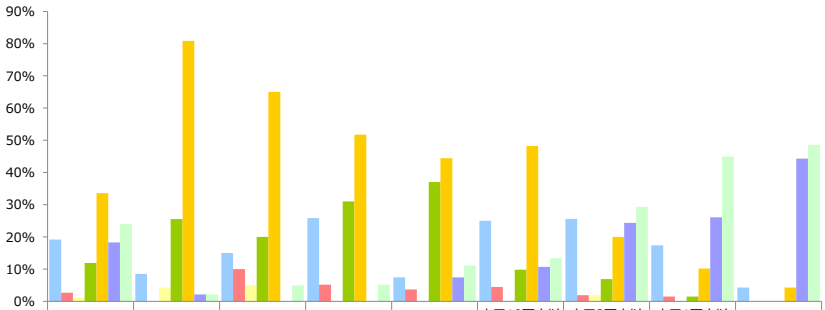

[単位：%]

	全体(N=563)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=70)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	19.2	8.5	15.0	25.9	7.4	25.0	25.6	17.4	4.3
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	2.7	0.0	10.0	5.2	3.7	4.5	1.9	1.4	0.0
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1.1	4.3	5.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0
個別企業による公表情報（環境報告書等）	11.9	25.5	20.0	31.0	37.0	9.8	6.9	1.4	0.0
その他の情報	33.6	80.9	65.0	51.7	44.4	48.2	20.0	10.1	4.3
分からない	18.3	2.1	0.0	0.0	7.4	10.7	24.4	26.1	44.3
算定対象としていない	24.0	2.1	5.0	5.2	11.1	13.4	29.4	44.9	48.6

		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	個別企業による公表情報（環境報告書等）	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	108	15	6	67	189	103	135	563
	都道府県	4	0	2	12	38	1	1	47
	政令指定都市	3	2	1	4	13	0	1	20
	中核市	15	3	0	18	30	0	3	58
	施行時特例市	2	1	0	10	12	2	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	5	0	11	54	12	15	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	41	3	3	11	32	39	47	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	1	0	1	7	18	31	69
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	0	3	31	34	70
比率（%）	全体(N=563)	19.2	2.7	1.1	11.9	33.6	18.3	24.0	
	都道府県(N=47)	8.5	0.0	4.3	25.5	80.9	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	5.0	20.0	65.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	25.9	5.2	0.0	31.0	51.7	0.0	5.2	
	施行時特例市(N=27)	7.4	3.7	0.0	37.0	44.4	7.4	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	25.0	4.5	0.0	9.8	48.2	10.7	13.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	25.6	1.9	1.9	6.9	20.0	24.4	29.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	1.4	0.0	1.4	10.1	26.1	44.9	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	44.3	48.6	

⑧運輸部門（船舶）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量と回答した団体は 14.5%であった。

図表 248　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）

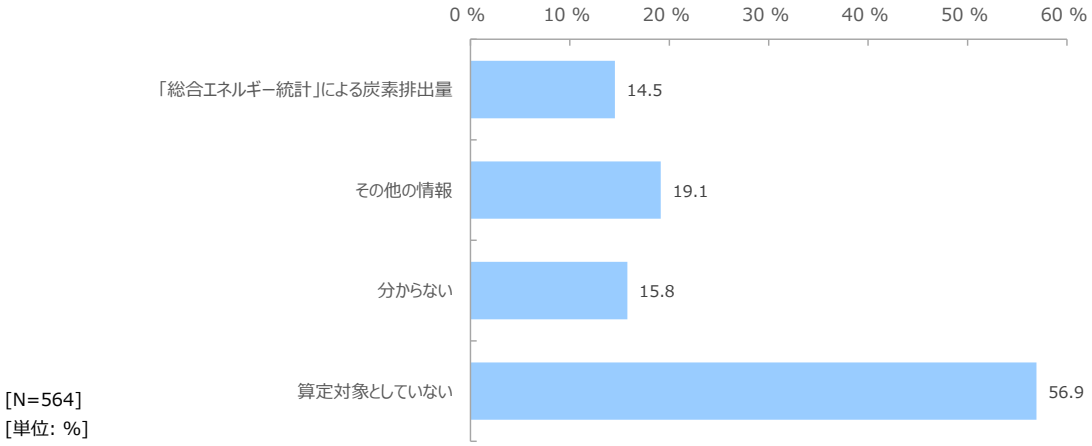

[N=564]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、規模な市町村（特別区含む。）ではそもそも「算定対象としていない」団体が 6 割以上を占めている。

図表 249　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(8) 運輸部門（船舶）【団体区分別】

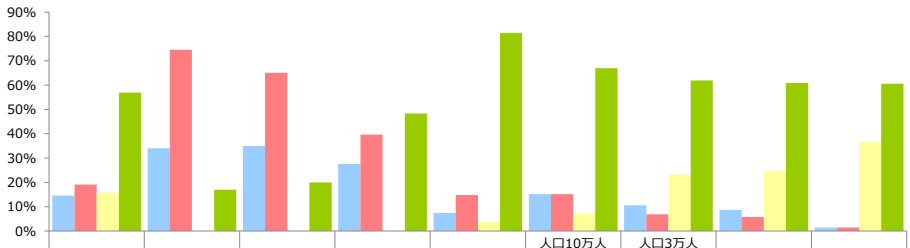

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=71)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	14.5	34.0	35.0	27.6	7.4	15.2	10.6	8.7	1.4
その他の情報	19.1	74.5	65.0	39.7	14.8	15.2	6.9	5.8	1.4
分からない	15.8	0.0	0.0	0.0	3.7	7.1	23.1	24.6	36.6
算定対象としていない	56.9	17.0	20.0	48.3	81.5	67.0	61.9	60.9	60.6

		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	82	108	89	321	564
	都道府県	16	35	0	8	47
	政令指定都市	7	13	0	4	20
	中核市	16	23	0	28	58
	施行時特例市	2	4	1	22	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	17	8	75	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	11	37	99	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	4	17	42	69
	人口1万人未満の市町村	1	1	26	43	71
比率（%）	全体(N=564)	14.5	19.1	15.8	56.9	
	都道府県(N=47)	34.0	74.5	0.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	0.0	20.0	
	中核市(N=58)	27.6	39.7	0.0	48.3	
	施行時特例市(N=27)	7.4	14.8	3.7	81.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	15.2	15.2	7.1	67.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	6.9	23.1	61.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	8.7	5.8	24.6	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	1.4	1.4	36.6	60.6	

⑨運輸部門（航空）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）の CO2 排出量の算定に「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を用いている団体は 7.4%である。

図表 250　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）

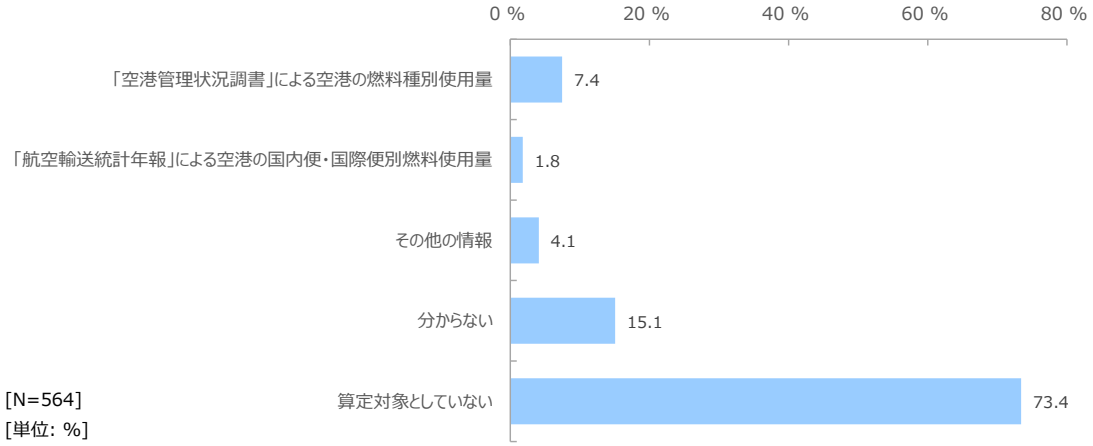

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」が多い。一方、市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 251　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(9) 運輸部門（航空）【団体区分別】

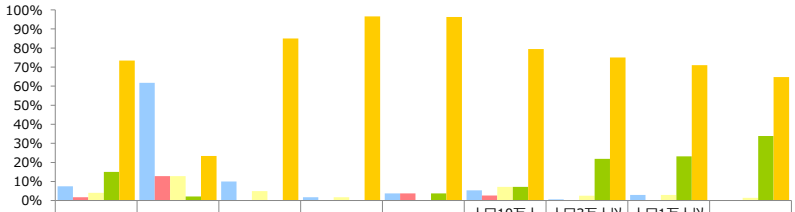

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	7.4	61.7	10.0	1.7	3.7	5.4	0.6	2.9	0.0
「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	1.8	12.8	0.0	0.0	3.7	2.7	0.0	0.0	0.0
その他の情報	4.1	12.8	5.0	1.7	0.0	7.1	2.5	2.9	1.4
分からない	15.1	2.1	0.0	0.0	3.7	7.1	21.9	23.2	33.8
算定対象としていない	73.4	23.4	85.0	96.6	96.3	79.5	75.0	71.0	64.8

		「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	42	10	23	85	414	564
	都道府県	29	6	6	1	11	47
	政令指定都市	2	0	1	0	17	20
	中核市	1	0	1	0	56	58
	施行時特例市	1	1	0	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	3	8	8	89	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	4	35	120	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	2	16	49	69
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	24	46	71
比率（%）	全体(N=564)	7.4	1.8	4.1	15.1	73.4	
	都道府県(N=47)	61.7	12.8	12.8	2.1	23.4	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	5.0	0.0	85.0	
	中核市(N=58)	1.7	0.0	1.7	0.0	96.6	
	施行時特例市(N=27)	3.7	3.7	0.0	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	5.4	2.7	7.1	7.1	79.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	0.0	2.5	21.9	75.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	0.0	2.9	23.2	71.0	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	0.0	0.0	1.4	33.8	64.8	

⑩エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の CO2 排出量の算定に「「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を使用している団体は 5.0%である。

図表 252　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門

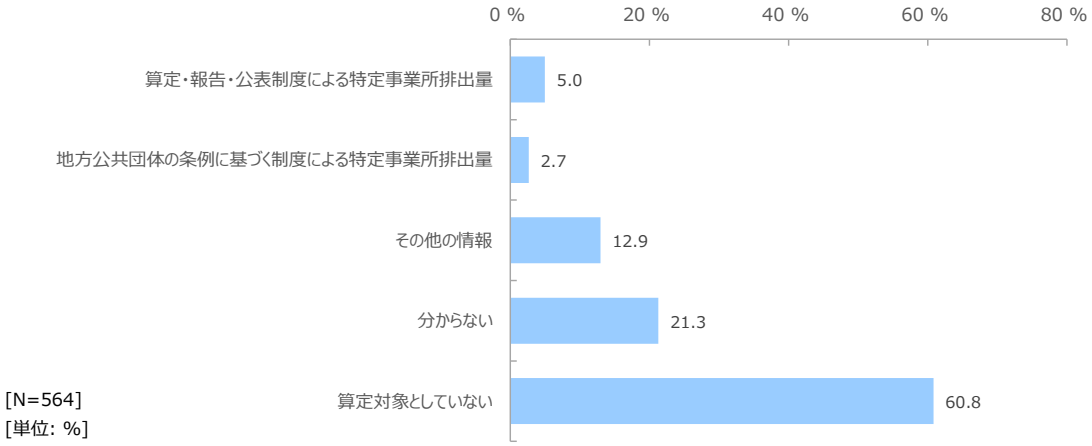

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 253　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
（10）エネルギー転換部門【団体区分別】

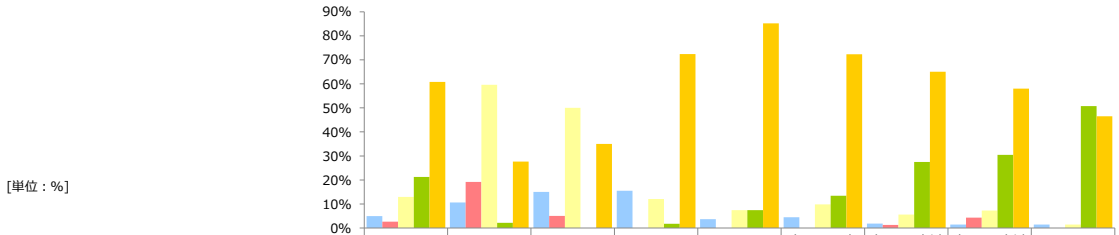

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	5.0	10.6	15.0	15.5	3.7	4.5	1.9	1.4	1.4
「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	2.7	19.1	5.0	0.0	0.0	0.0	1.3	4.3	0.0
その他の情報	12.9	59.6	50.0	12.1	7.4	9.8	5.6	7.2	1.4
分からない	21.3	2.1	0.0	1.7	7.4	13.4	27.5	30.4	50.7
算定対象としていない	60.8	27.7	35.0	72.4	85.2	72.3	65.0	58.0	46.5

		「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	28	15	73	120	343	564
	都道府県	5	9	28	1	13	47
	政令指定都市	3	1	10	0	7	20
	中核市	9	0	7	1	42	58
	施行時特例市	1	0	2	2	23	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	11	15	81	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	2	9	44	104	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	3	5	21	40	69
	人口1万人未満の市町村	1	0	1	36	33	71
比率（%）	全体(N=564)	5.0	2.7	12.9	21.3	60.8	
	都道府県(N=47)	10.6	19.1	59.6	2.1	27.7	
	政令指定都市(N=20)	15.0	5.0	50.0	0.0	35.0	
	中核市(N=58)	15.5	0.0	12.1	1.7	72.4	
	施行時特例市(N=27)	3.7	0.0	7.4	7.4	85.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	4.5	0.0	9.8	13.4	72.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	1.9	1.3	5.6	27.5	65.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	4.3	7.2	30.4	58.0	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	1.4	0.0	1.4	50.7	46.5	

２） 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）

①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 37.9%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている。」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 254 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

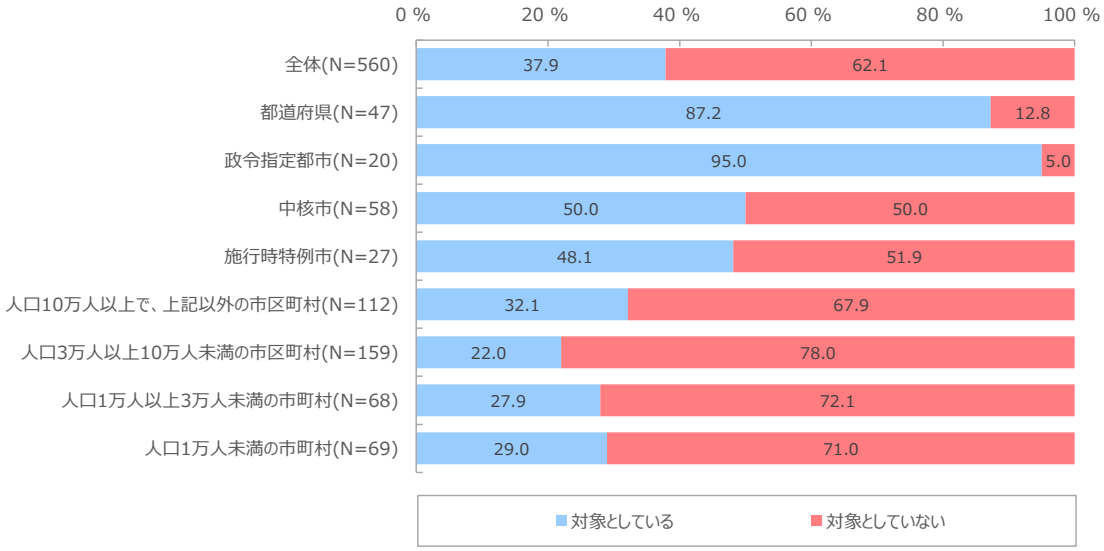

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	212	348	560
	都道府県	41	6	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	29	29	58
	施行時特例市	13	14	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	76	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	35	124	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	20	49	69
比率	全体(N=560)	37.9	62.1	
	都道府県(N=47)	87.2	12.8	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=58)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=27)	48.1	51.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	32.1	67.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	22.0	78.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	29.0	71.0	

②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 31.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 255　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(2) 工業プロセス分野【団体区分別】

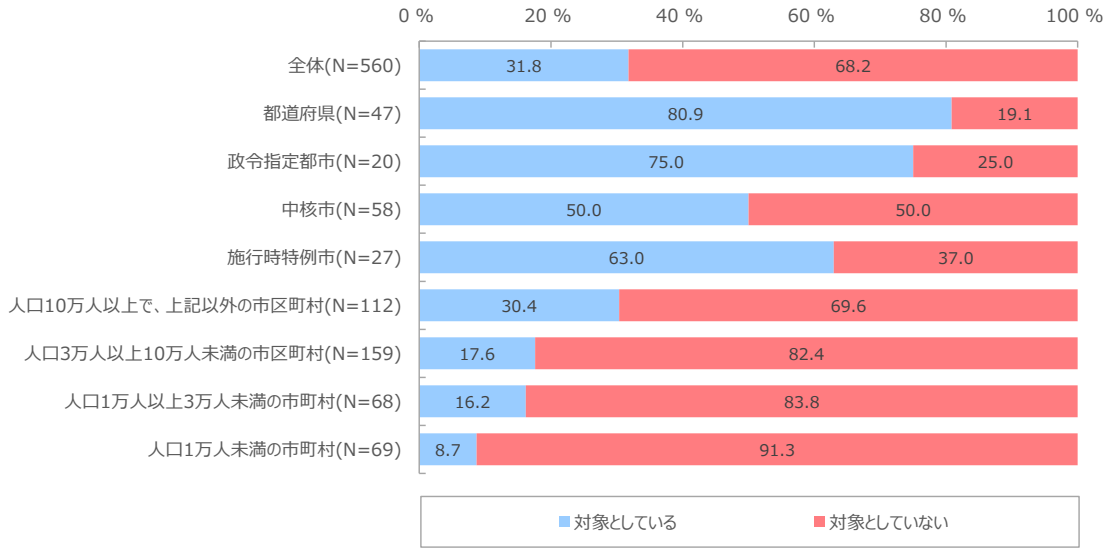

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	178	382	560
	都道府県	38	9	47
	政令指定都市	15	5	20
	中核市	29	29	58
	施行時特例市	17	10	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	78	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	131	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	57	68
	人口1万人未満の市町村	6	63	69
比率	全体(N=560)	31.8	68.2	
	都道府県(N=47)	80.9	19.1	
	政令指定都市(N=20)	75.0	25.0	
	中核市(N=58)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=27)	63.0	37.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	30.4	69.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	17.6	82.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	16.2	83.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	8.7	91.3	

③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 43.0%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 256　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(3) 農業分野【団体区分別】

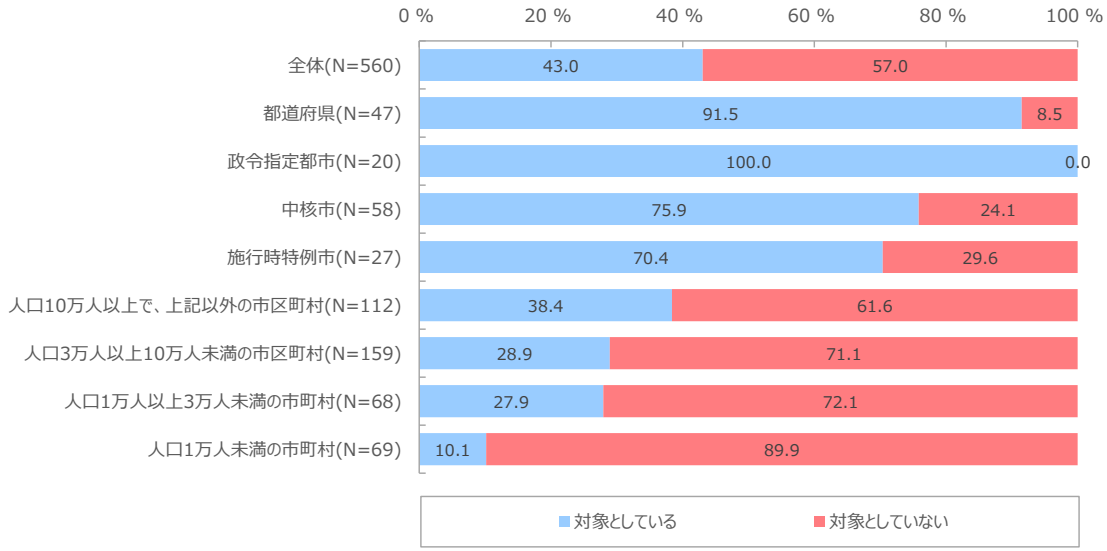

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	241	319	560
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	44	14	58
	施行時特例市	19	8	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	69	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	113	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	7	62	69
比率	全体(N=560)	43.0	57.0	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	75.9	24.1	
	施行時特例市(N=27)	70.4	29.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	38.4	61.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	28.9	71.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	10.1	89.9	

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 62.5%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 257　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(4) 廃棄物分野【団体区分別】

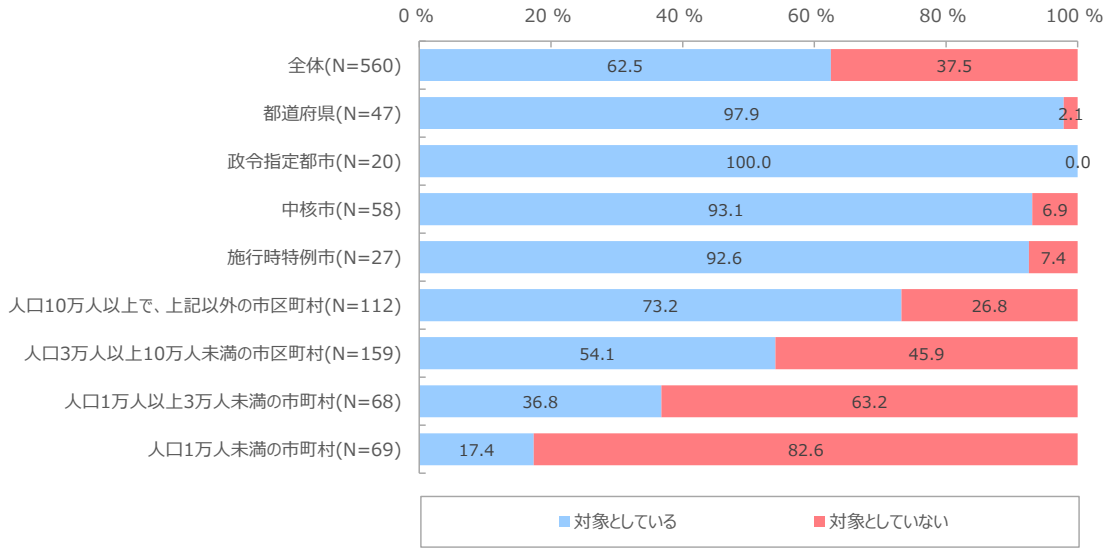

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	350	210	560
	都道府県	46	1	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	54	4	58
	施行時特例市	25	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	30	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	86	73	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	43	68
	人口1万人未満の市町村	12	57	69
比率	全体(N=560)	62.5	37.5	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	93.1	6.9	
	施行時特例市(N=27)	92.6	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	73.2	26.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	54.1	45.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	36.8	63.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6	

⑤代替フロン等４ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等４ガス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 38.6%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 258　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(5) 代替フロン等４ガス分野【団体区分別】

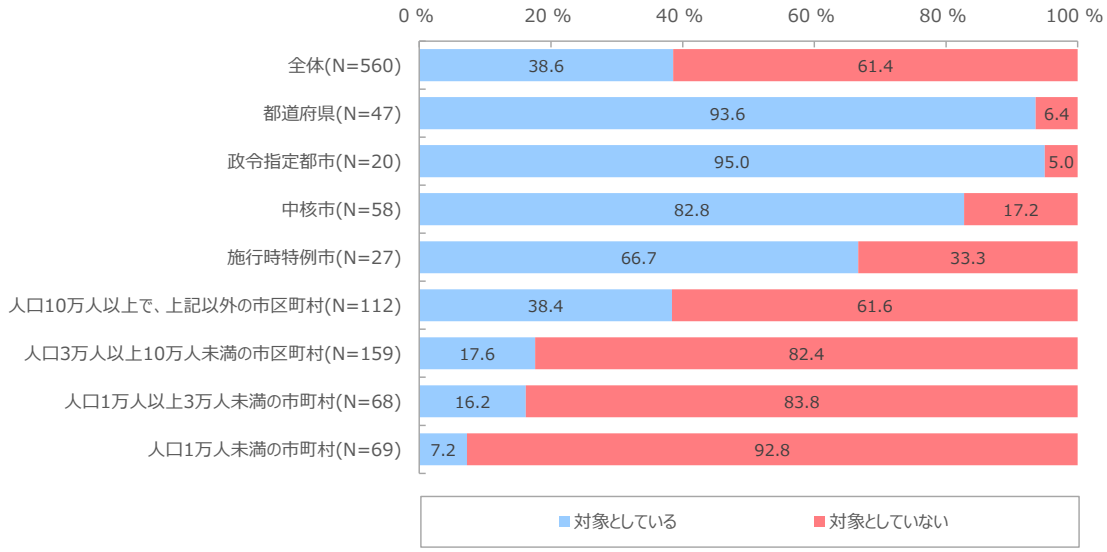

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	216	344	560
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	48	10	58
	施行時特例市	18	9	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	69	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	131	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	57	68
	人口1万人未満の市町村	5	64	69
比率	全体(N=560)	38.6	61.4	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=58)	82.8	17.2	
	施行時特例市(N=27)	66.7	33.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	38.4	61.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	17.6	82.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	16.2	83.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	7.2	92.8	

⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている。」と回答した団体は全体の22.5%である。都道府県に比べて市町村（特別区含む。）では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 259　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(6) 森林等の吸収源【団体区分別】

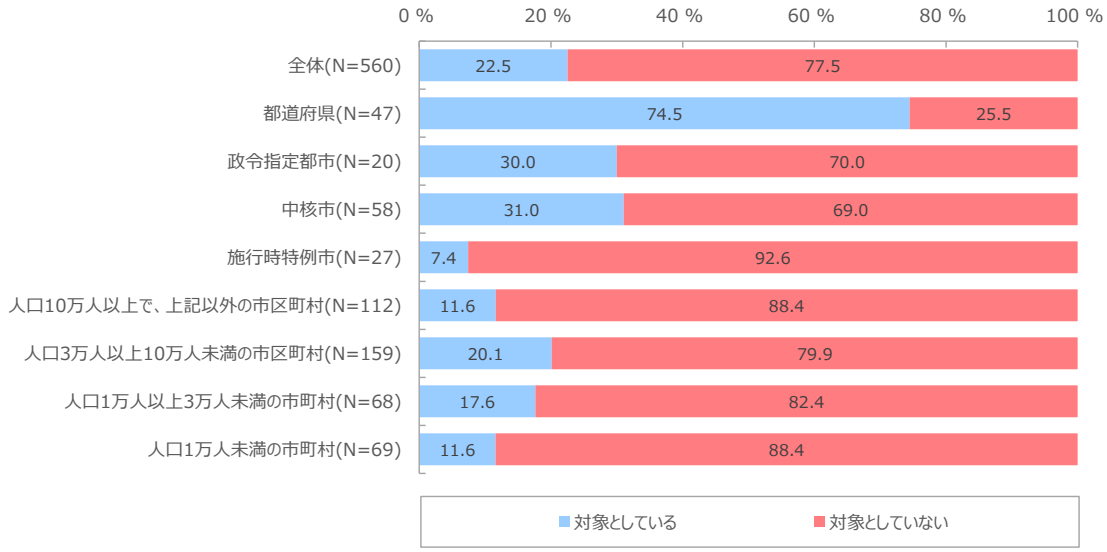

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	126	434	560
	都道府県	35	12	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	18	40	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	99	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	32	127	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	56	68
	人口1万人未満の市町村	8	61	69
比率	全体(N=560)	22.5	77.5	
	都道府県(N=47)	74.5	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=58)	31.0	69.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	88.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	20.1	79.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	17.6	82.4	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	11.6	88.4	

３） 区域施策編における直近の目標設定の有無

①総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 82.3%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 260 区域施策編における直近の目標設定の有無
(1) 総量目標【団体区分別】

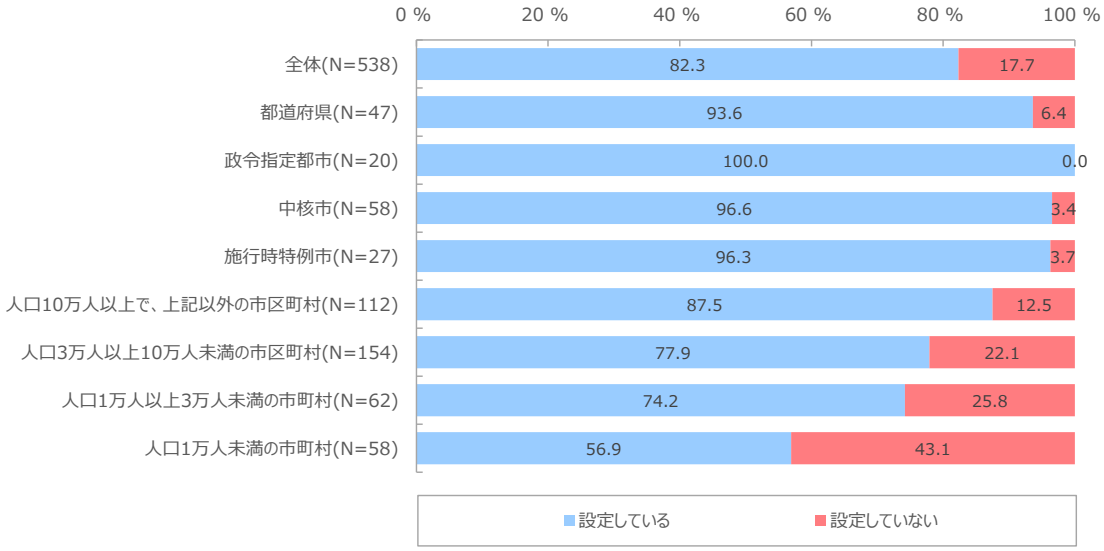

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	443	95	538
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	56	2	58
	施行時特例市	26	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	98	14	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	120	34	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	46	16	62
	人口1万人未満の市町村	33	25	58
比率	全体(N=538)	82.3	17.7	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	96.6	3.4	
	施行時特例市(N=27)	96.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	87.5	12.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	77.9	22.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	74.2	25.8	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	56.9	43.1	

②温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 13.6%である。

図表 261　区域施策編における直近の目標設定の有無
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】

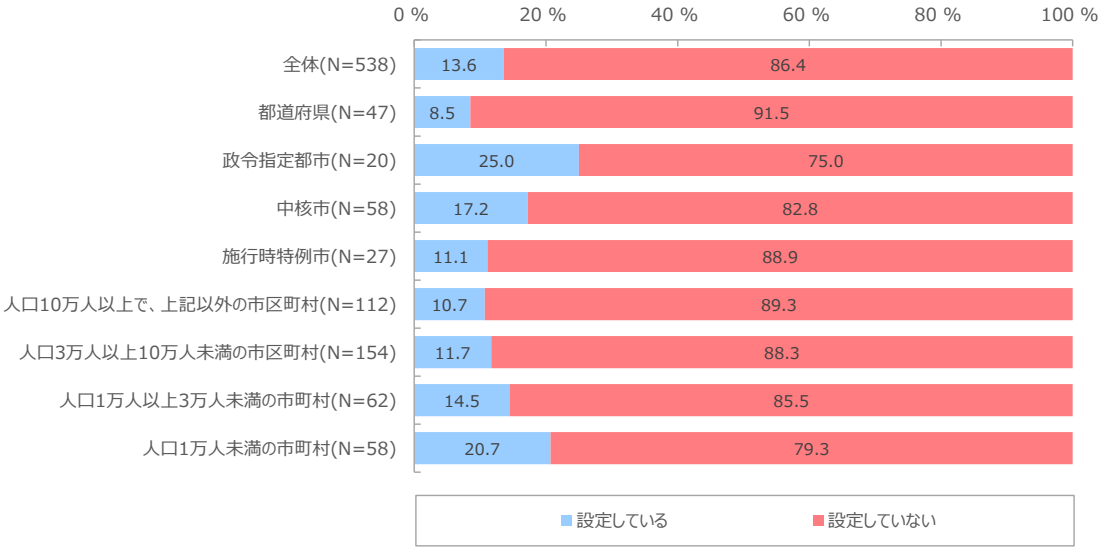

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	73	465	538
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	10	48	58
	施行時特例市	3	24	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	100	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	136	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	53	62
	人口1万人未満の市町村	12	46	58
比率	全体(N=538)	13.6	86.4	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=58)	17.2	82.8	
	施行時特例市(N=27)	11.1	88.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	10.7	89.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	11.7	88.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	14.5	85.5	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	20.7	79.3	

③最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 18.2%である。

図表 262　区域施策編における直近の目標設定の有無
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】

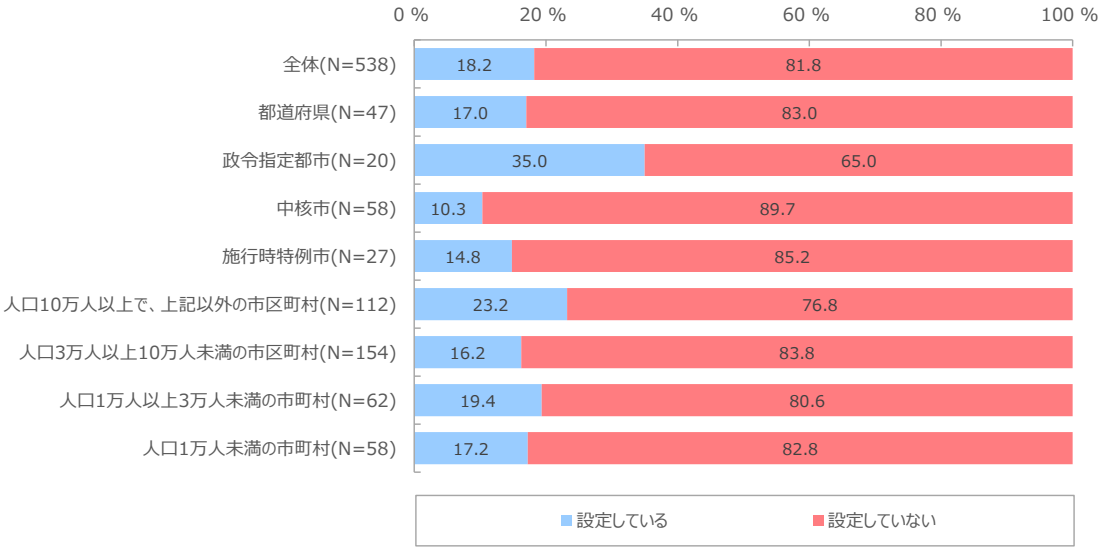

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	98	440	538
	都道府県	8	39	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	6	52	58
	施行時特例市	4	23	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	26	86	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	129	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	50	62
	人口1万人未満の市町村	10	48	58
比率	全体(N=538)	18.2	81.8	
	都道府県(N=47)	17.0	83.0	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=58)	10.3	89.7	
	施行時特例市(N=27)	14.8	85.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	23.2	76.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	16.2	83.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	19.4	80.6	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	17.2	82.8	

④最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 5.4%である。

図表 263　区域施策編における直近の目標設定の有無
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】

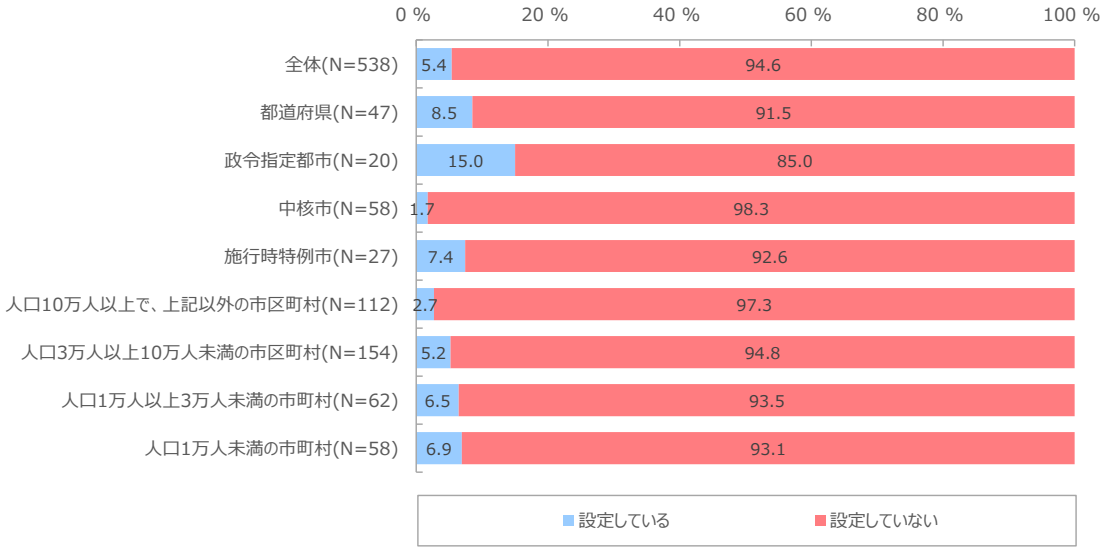

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	29	509	538
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	3	17	20
	中核市	1	57	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	146	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	58	62
	人口1万人未満の市町村	4	54	58
比率	全体(N=538)	5.4	94.6	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	15.0	85.0	
	中核市(N=58)	1.7	98.3	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	5.2	94.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	6.5	93.5	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	6.9	93.1	

⑤再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 15.6%である。設定している団体の割合は、政令指定都市や都道府県で 3 割程度と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 264　区域施策編における直近の目標設定の有無
(5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】

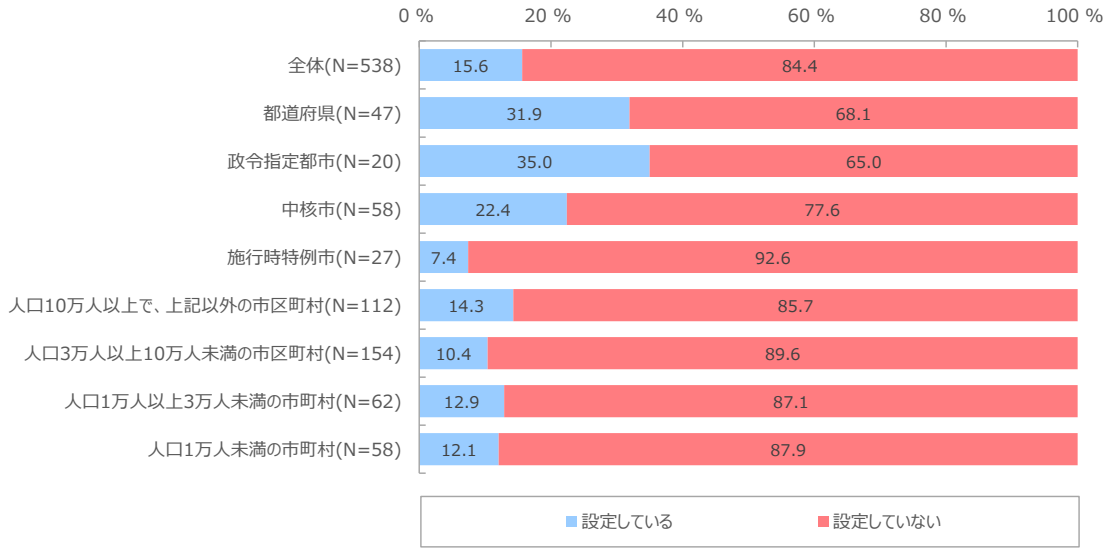

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	84	454	538
	都道府県	15	32	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	13	45	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	96	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	138	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	54	62
	人口1万人未満の市町村	7	51	58
比率	全体(N=538)	15.6	84.4	
	都道府県(N=47)	31.9	68.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=58)	22.4	77.6	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	14.3	85.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	10.4	89.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	12.9	87.1	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	12.1	87.9	

⑥部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 38.1%である。設定している団体の割合は、都道府県や施行時特例市より人口規模が大きい団体で 5 割以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 265　区域施策編における直近の目標設定の有無
(6)部門・分野別目標【団体区分別】

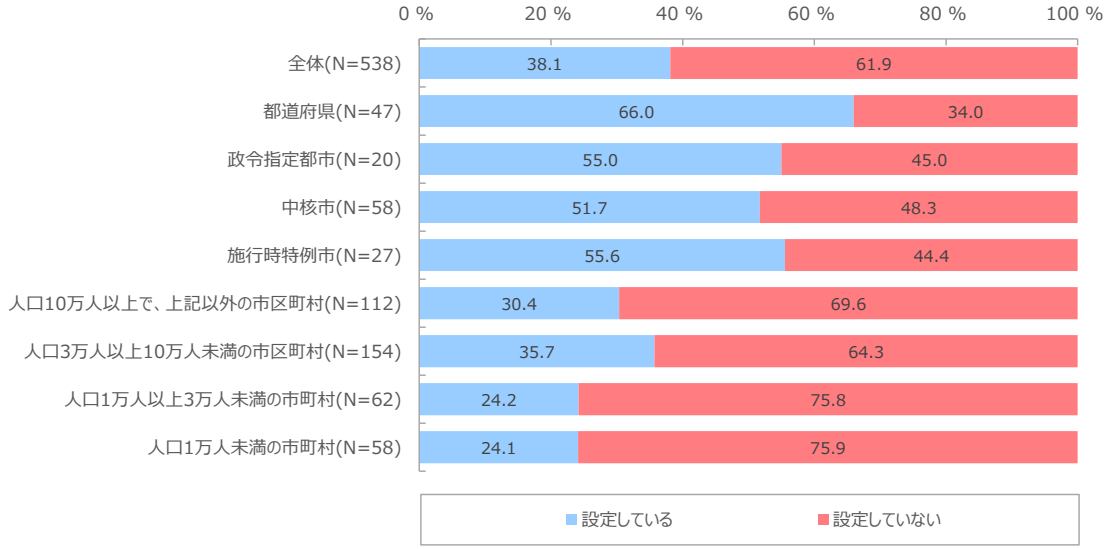

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	205	333	538
	都道府県	31	16	47
	政令指定都市	11	9	20
	中核市	30	28	58
	施行時特例市	15	12	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	78	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	99	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	47	62
	人口1万人未満の市町村	14	44	58
比率	全体(N=538)	38.1	61.9	
	都道府県(N=47)	66.0	34.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	
	中核市(N=58)	51.7	48.3	
	施行時特例市(N=27)	55.6	44.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	30.4	69.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	35.7	64.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	24.2	75.8	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	24.1	75.9	

４） 区域施策編における再生可能エネルギー導入目標量と現状値

区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体における導入量目標は「～10万 kW」（31.3%）で最も多い。また、導入量目標については「団体内のエネルギー使用量、電力消費量に対する割合」や「再生可能エネルギー設備等の導入件数」を目標量として設定している団体も存在した。

また、区域施策編では再生可能エネルギー導入目標量の導入目標量を設定していない団体において、6.1%は「実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している」と回答している。

図表 266　再生可能エネルギー導入目標量と現状値

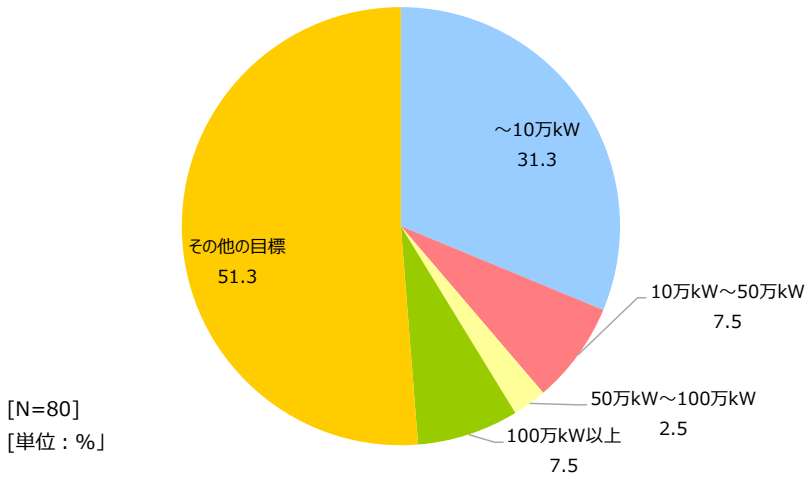

	～10万kW	10万kW～50万kW	50万kW～100万kW	100万kW以上	その他の目標	合計
全体	25	6	2	6	41	80
比率（%）	31.3	7.5	2.5	7.5	51.3	

図表 267　再生可能エネルギー導入目標量と現状値
【実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、目標を設定している場合】

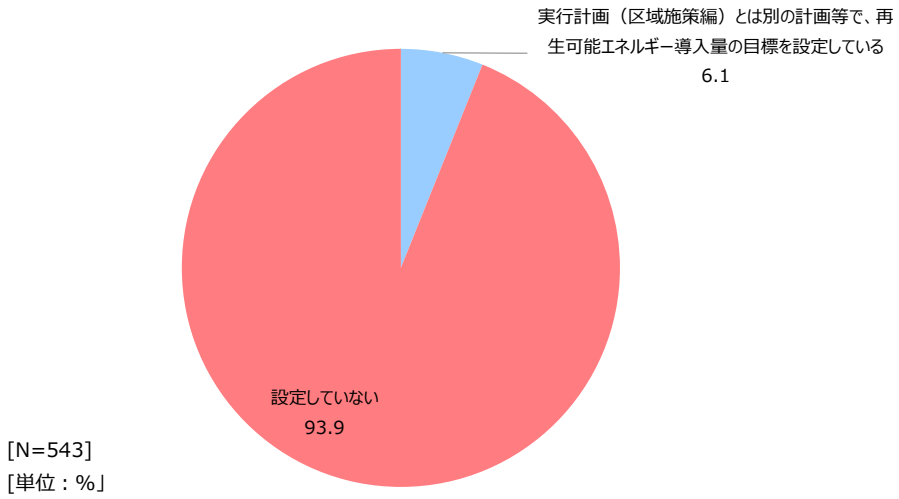

	実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している	設定していない	合計
全体	33	510	543
比率（%）	6.1	93.9	

５） 区域施策編における基準年度

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013 年」（44.2%）が最も多く、次いで「1990 年」（18.6%）が多い。

図表 268　区域施策編における基準年度

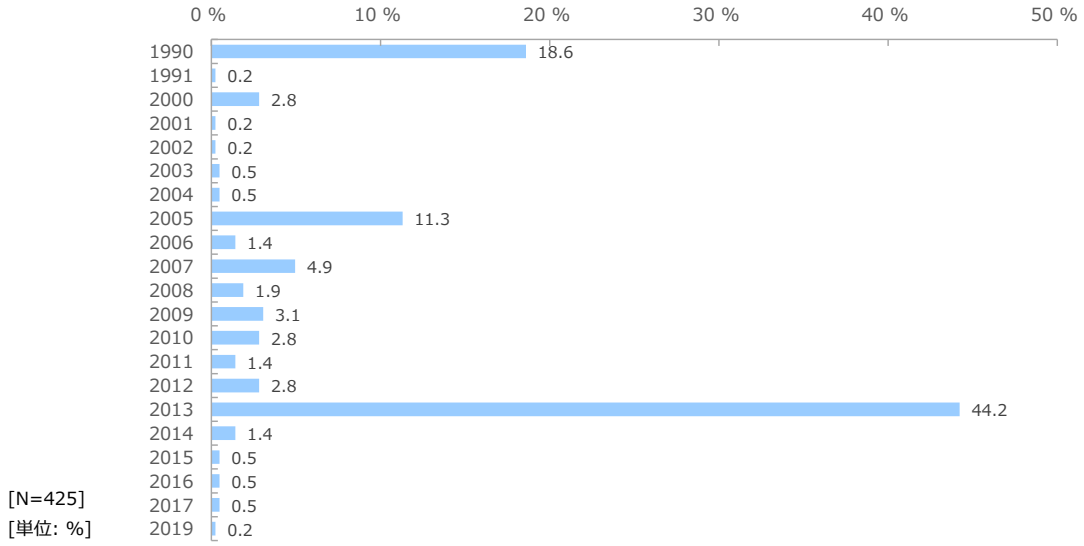

	1990	1991	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	79	1	12	1	1	2	2	48	6	21	8
比率（%）	18.6	0.2	2.8	0.2	0.2	0.5	0.5	11.3	1.4	4.9	1.9

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2019	合計
全体	13	12	6	12	188	6	2	2	2	1	425
比率（%）	3.1	2.8	1.4	2.8	44.2	1.4	0.5	0.5	0.5	0.2	

６） 区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030 年」（33.1%）、「2020 年」（23.7%）、「2050 年」（23.4%）の順で多い。

図表 269 区域施策編における目標年度

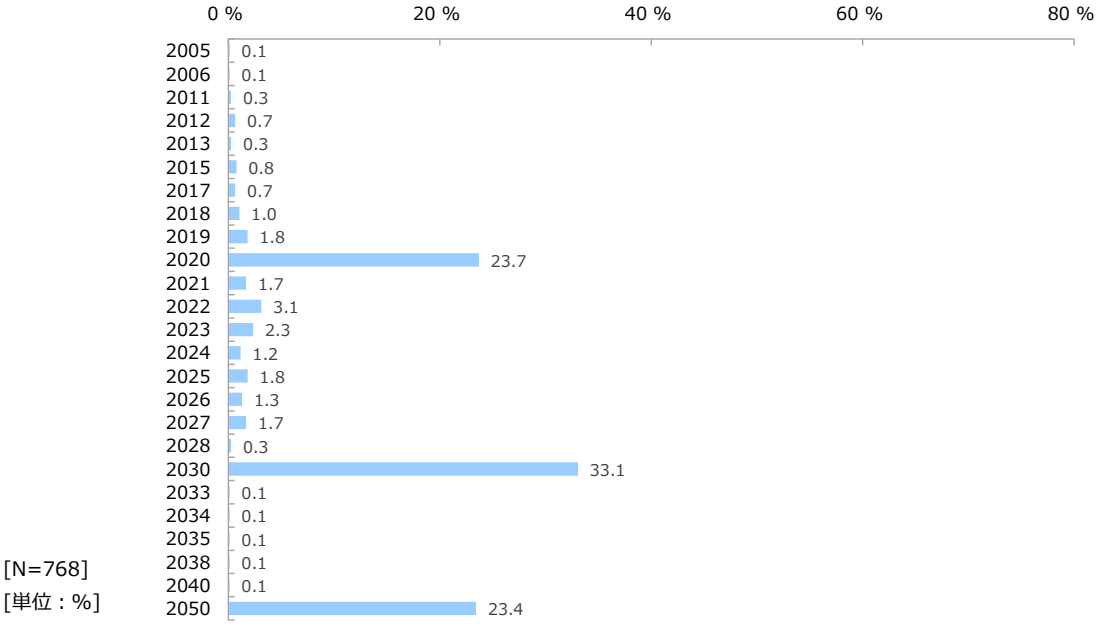

[N=768]
[単位：%]

	2005	2006	2011	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
全体	1	1	2	5	2	6	5	8	14	182	13	24	18
比率	0.1%	0.1%	0.3%	0.7%	0.3%	0.8%	0.7%	1.0%	1.8%	23.7%	1.7%	3.1%	2.3%

	2024	2025	2026	2027	2028	2030	2033	2034	2035	2038	2040	2050	合計
全体	9	14	10	13	2	254	1	1	1	1	1	180	768
比率	1.2%	1.8%	1.3%	1.7%	0.3%	33.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	23.4%	

注）目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

7） 区域施策編における基準年度の排出量

①総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500 万ｔ未満」（37.7%）が最も多く、「10～50 万ｔ未満」（23.5%）、「50～100 万ｔ未満」（16.4%）と続く。

図表 270　区域施策編における基準年度の排出量

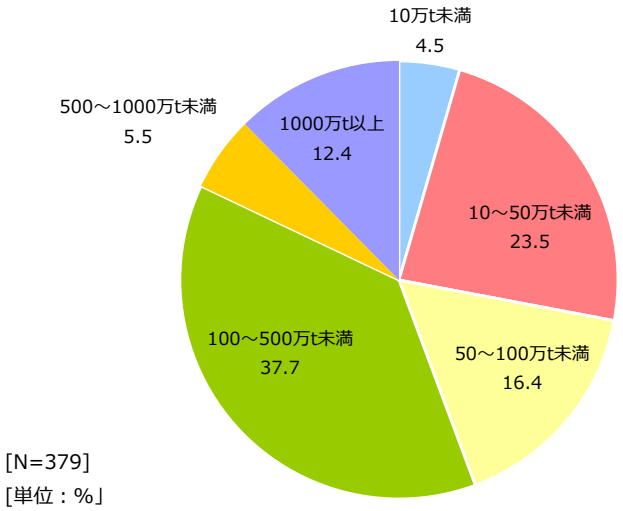

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「1000 万ｔ以上」、政令指定都市では「500～1000 万ｔ未満」、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では「100～500 万ｔ未満」、人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村、人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村では「10～50 万ｔ未満」、人口 1 万人未満の市町村では「10 万ｔ未満」が最も多い。

図表 271　区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】

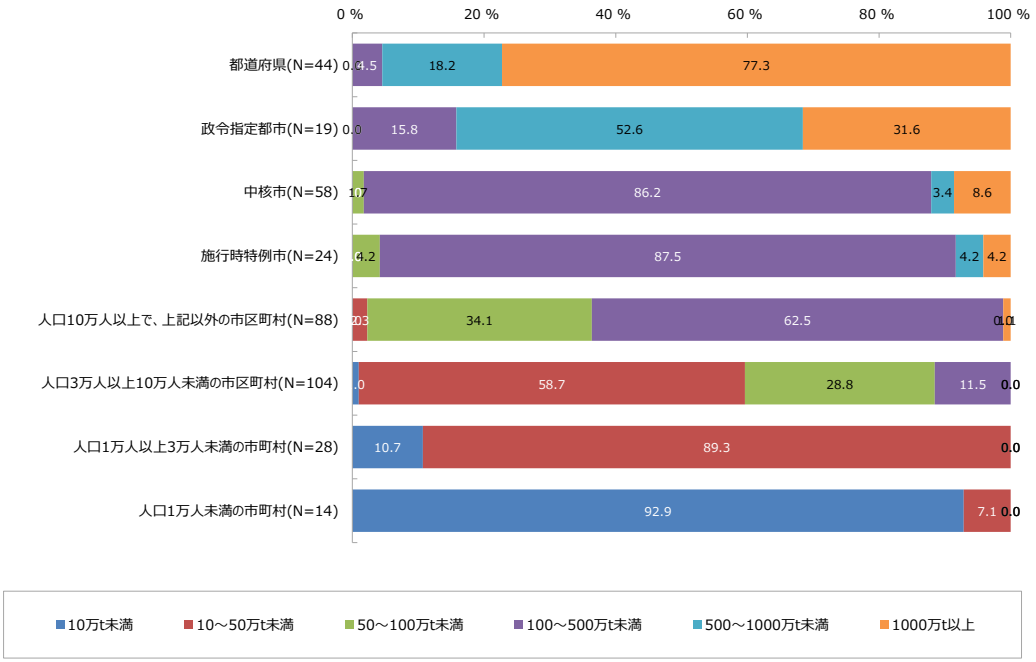

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	17	89	62	143	21	47	379
	都道府県				2	8	34	44
	政令指定都市				3	10	6	19
	中核市			1	50	2	5	58
	施行時特例市			1	21	1	1	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村		2	30	55		1	88
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	61	30	12			104
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	25					28
	人口1万人未満の市町村	13	1					14
比率（%）	全体(N=379)	4.5	23.5	16.4	37.7	5.5	12.4	
	都道府県(N=44)	0.0	0.0	0.0	4.5	18.2	77.3	
	政令指定都市(N=19)	0.0	0.0	0.0	15.8	52.6	31.6	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	1.7	86.2	3.4	8.6	
	施行時特例市(N=24)	0.0	0.0	4.2	87.5	4.2	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=88)	0.0	2.3	34.1	62.5	0.0	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=104)	1.0	58.7	28.8	11.5	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=28)	10.7	89.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	92.9	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	

②人口１人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、人口１人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（57.0%）が最も多く、「10～50t/人未満」（25.9%）、「1～5t/人未満」（15.3%）と続く。

図表 272　区域施策編における基準年度の人口１人当たり排出量

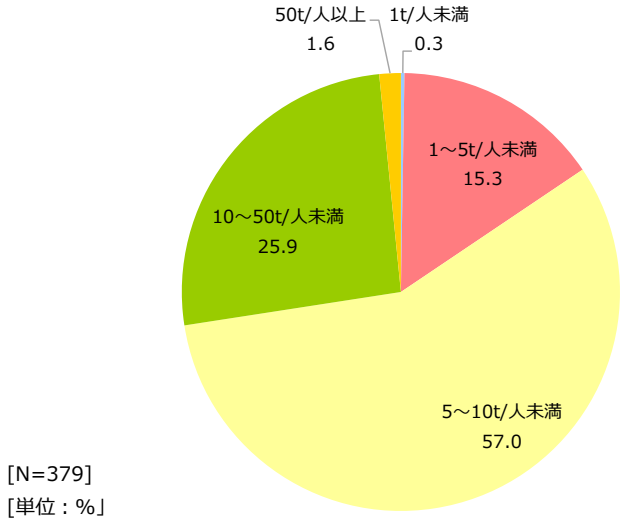

[N=379]
[単位：%」

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。

図表 273　区域施策編における基準年度の人口１人当たり排出量【団体区分別】

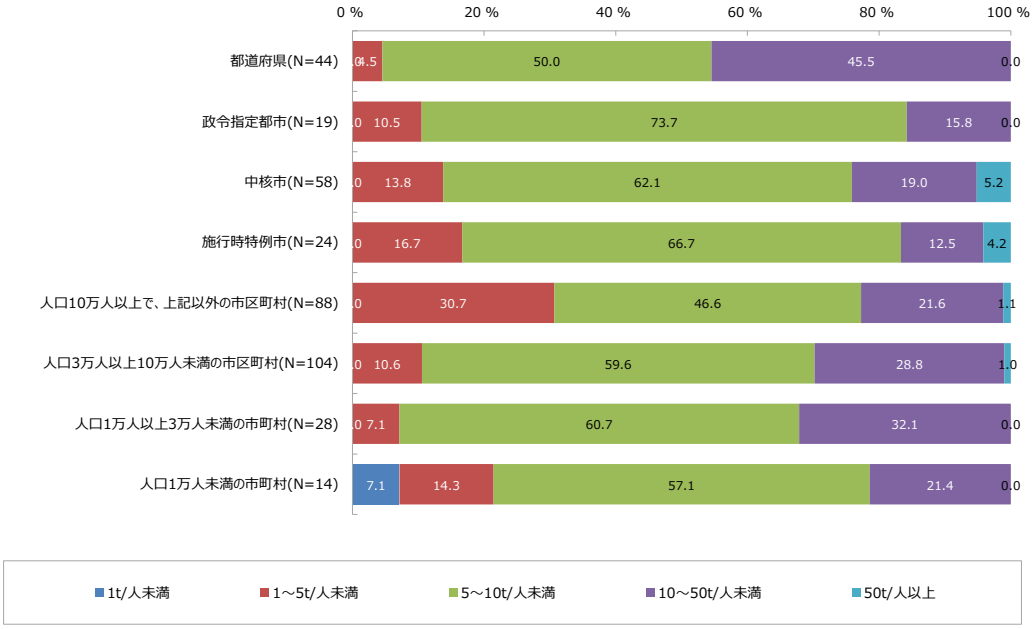

		1t/人未満	1～5t/人未満	5～10t/人未満	10～50t/人未満	50t/人以上	合計
回答数	全体	1	58	216	98	6	379
	都道府県		2	22	20		44
	政令指定都市		2	14	3		19
	中核市		8	36	11	3	58
	施行時特例市		4	16	3	1	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村		27	41	19	1	88
	人口3万人以上10万人未満の市区町村		11	62	30	1	104
	人口1万人以上3万人未満の市町村		2	17	9		28
	人口1万人未満の市町村	1	2	8	3		14
比率（%）	全体(N=379)	0.3	15.3	57.0	25.9	1.6	
	都道府県(N=44)	0.0	4.5	50.0	45.5	0.0	
	政令指定都市(N=19)	0.0	10.5	73.7	15.8	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	13.8	62.1	19.0	5.2	
	施行時特例市(N=24)	0.0	16.7	66.7	12.5	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=88)	0.0	30.7	46.6	21.6	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=104)	0.0	10.6	59.6	28.8	1.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=28)	0.0	7.1	60.7	32.1	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	7.1	14.3	57.1	21.4	0.0	

８） 区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）

①部門別

ⅰ）産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10～50 万ｔ未満」（31.5%）が最も多く、「10 万ｔ未満」（20.6%）、「100～500 万ｔ未満」（19.1%）、「50～100 万ｔ未満」（14.6%）と続く。

図表 274　区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）

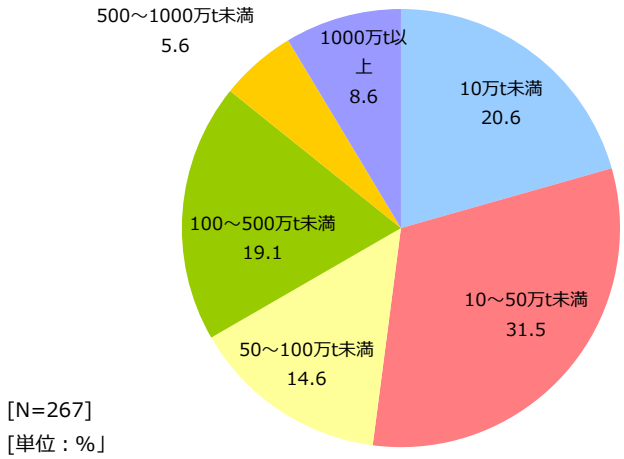

[N=267]
[単位：%]

図表 275　区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

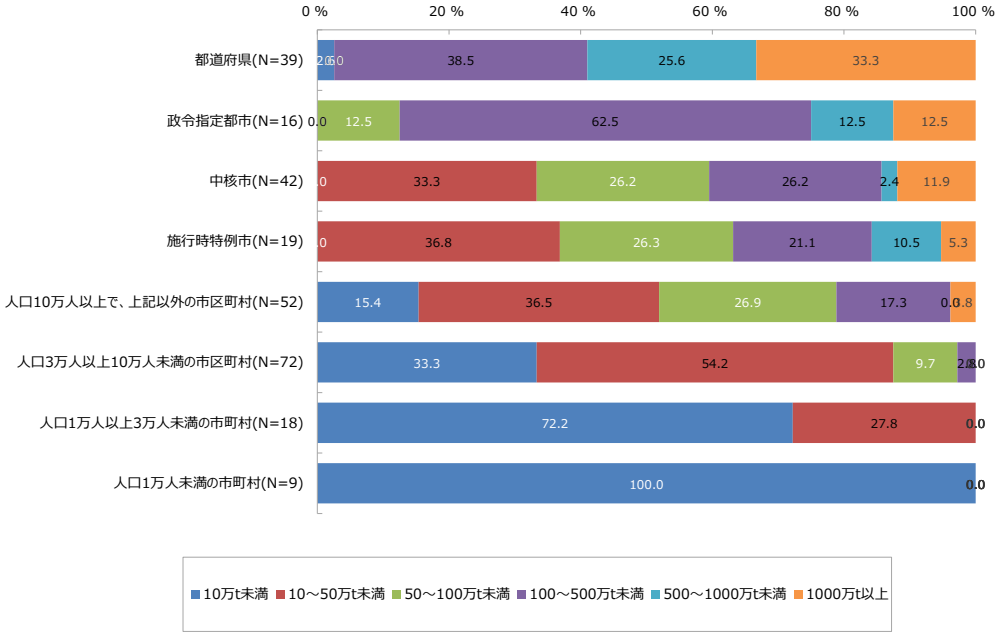

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	55	84	39	51	15	23	267
	都道府県	1			15	10	13	39
	政令指定都市			2	10	2	2	16
	中核市		14	11	11	1	5	42
	施行時特例市		7	5	4	2	1	19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	19	14	9		2	52
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	24	39	7	2			72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	5					18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=267)	20.6	31.5	14.6	19.1	5.6	8.6	
	都道府県(N=39)	2.6	0.0	0.0	38.5	25.6	33.3	
	政令指定都市(N=16)	0.0	0.0	12.5	62.5	12.5	12.5	
	中核市(N=42)	0.0	33.3	26.2	26.2	2.4	11.9	
	施行時特例市(N=19)	0.0	36.8	26.3	21.1	10.5	5.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=52)	15.4	36.5	26.9	17.3	0.0	3.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	33.3	54.2	9.7	2.8	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	72.2	27.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ii）業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50 万ｔ未満」（36.9%）が最も多く、「10 万ｔ未満」（31.4%）、「100～500 万ｔ未満」（16.6%）と続く。

図表 276　区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）

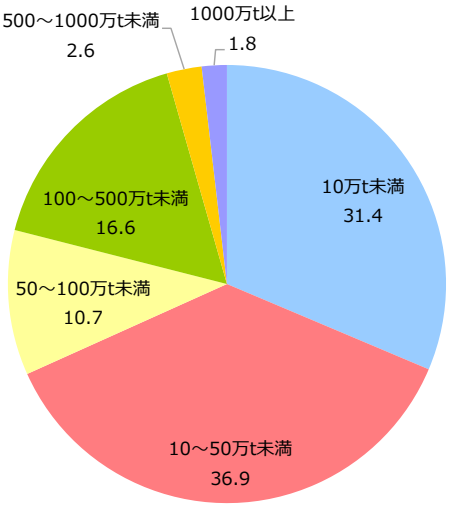

[N=271]
[単位：%]

図表 277　区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）【団体区分別】

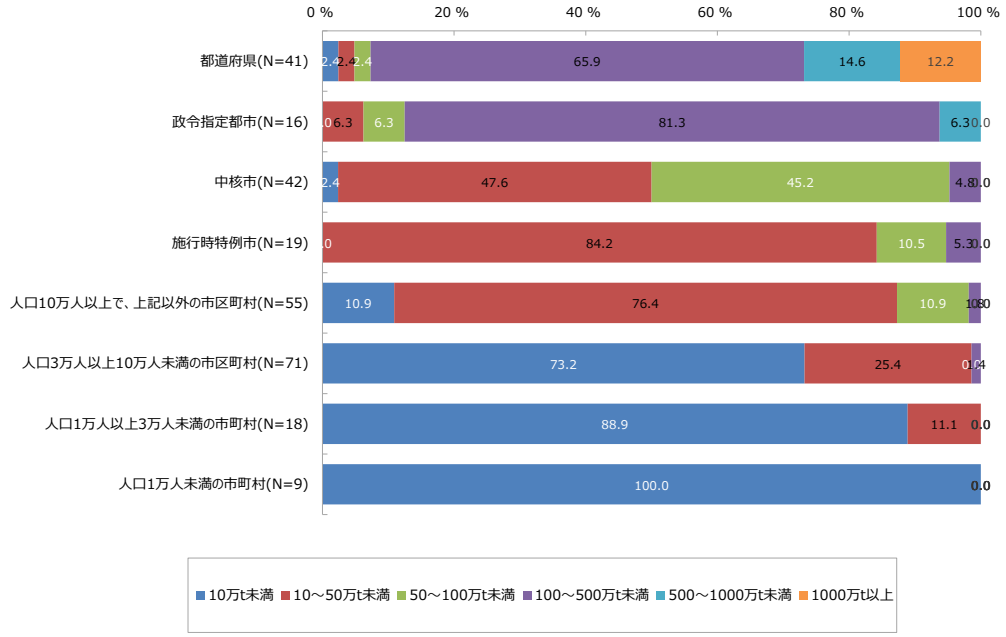

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	85	100	29	45	7	5	271
	都道府県	1	1	1	27	6	5	41
	政令指定都市		1	1	13	1		16
	中核市	1	20	19	2			42
	施行時特例市		16	2	1			19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	42	6	1			55
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	52	18		1			71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	2					18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=271)	31.4	36.9	10.7	16.6	2.6	1.8	
	都道府県(N=41)	2.4	2.4	2.4	65.9	14.6	12.2	
	政令指定都市(N=16)	0.0	6.3	6.3	81.3	6.3	0.0	
	中核市(N=42)	2.4	47.6	45.2	4.8	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	0.0	84.2	10.5	5.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=55)	10.9	76.4	10.9	1.8	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	73.2	25.4	0.0	1.4	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii）家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50 万ｔ未満」（37.1%）が最も多く、「10 万ｔ未満」（29.5%）、「100～500 万ｔ未満」（16.0%）と続く。

図表 278　区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）

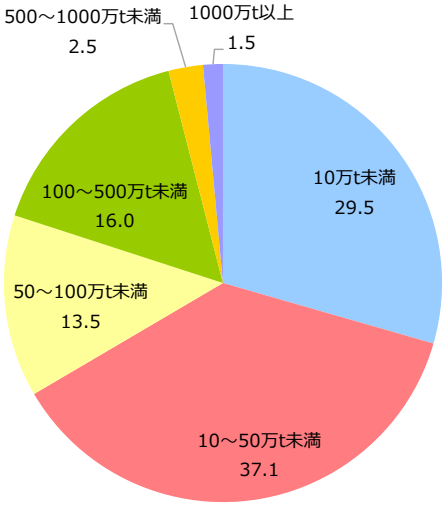

[N=275]
[単位：%]

図表 279　区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

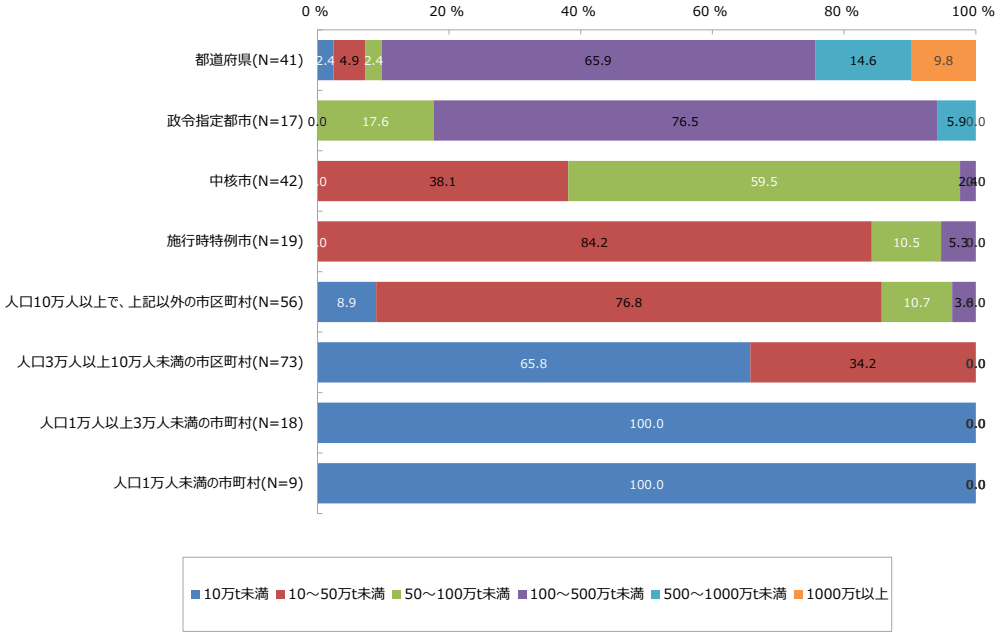

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	81	102	37	44	7	4	275
	都道府県	1	2	1	27	6	4	41
	政令指定都市			3	13	1		17
	中核市		16	25	1			42
	施行時特例市		16	2	1			19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	43	6	2			56
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	48	25					73
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18						18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=275)	29.5	37.1	13.5	16.0	2.5	1.5	
	都道府県(N=41)	2.4	4.9	2.4	65.9	14.6	9.8	
	政令指定都市(N=17)	0.0	0.0	17.6	76.5	5.9	0.0	
	中核市(N=42)	0.0	38.1	59.5	2.4	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	0.0	84.2	10.5	5.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=56)	8.9	76.8	10.7	3.6	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=73)	65.8	34.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ⅳ）運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50 万ｔ未満」（40.7%）が最も多く、「10 万ｔ未満」（23.8%）、「100～500 万ｔ未満」（16.8%）、「50～100 万ｔ未満」（13.9%）と続く。

図表 280　区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）

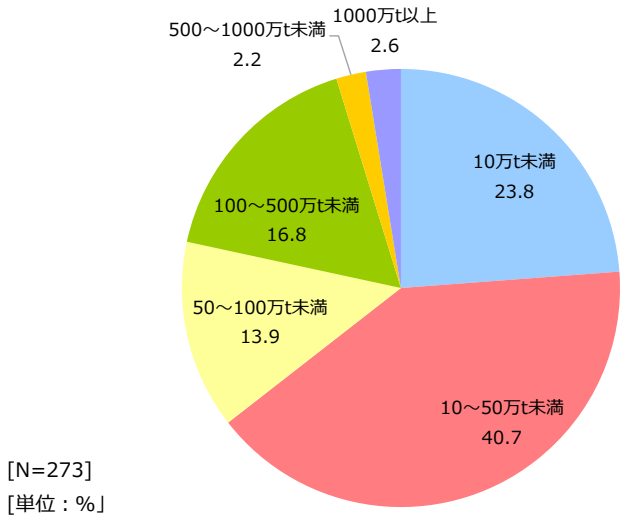

[N=273]
[単位：%]

図表 281　区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

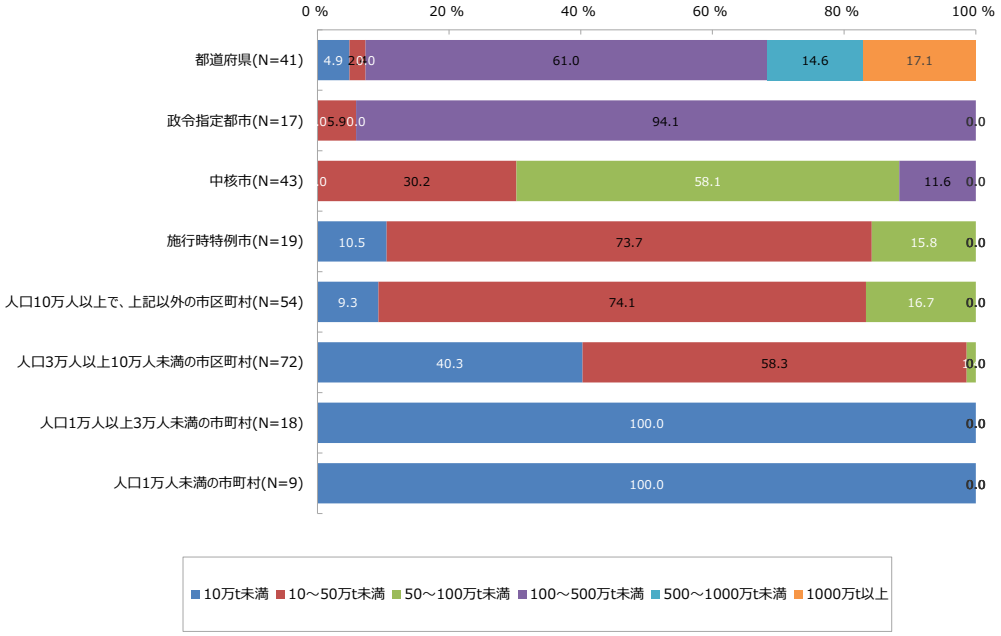

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	65	111	38	46	6	7	273
	都道府県	2	1		25	6	7	41
	政令指定都市		1		16			17
	中核市		13	25	5			43
	施行時特例市	2	14	3				19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	40	9				54
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	42	1				72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18						18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=273)	23.8	40.7	13.9	16.8	2.2	2.6	
	都道府県(N=41)	4.9	2.4	0.0	61.0	14.6	17.1	
	政令指定都市(N=17)	0.0	5.9	0.0	94.1	0.0	0.0	
	中核市(N=43)	0.0	30.2	58.1	11.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	10.5	73.7	15.8	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=54)	9.3	74.1	16.7	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	40.3	58.3	1.4	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

v）エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（45.8%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（27.1%）、「100～500 万 t 未満」（16.9%）と続く。

図表 282　区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

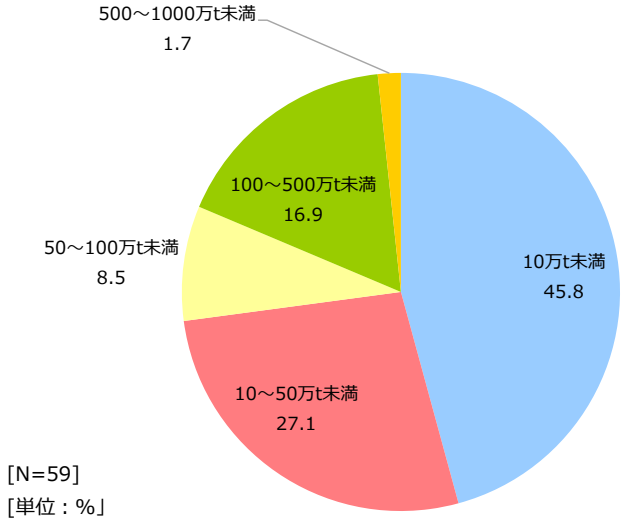

図表 283　区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

【団体区分別】

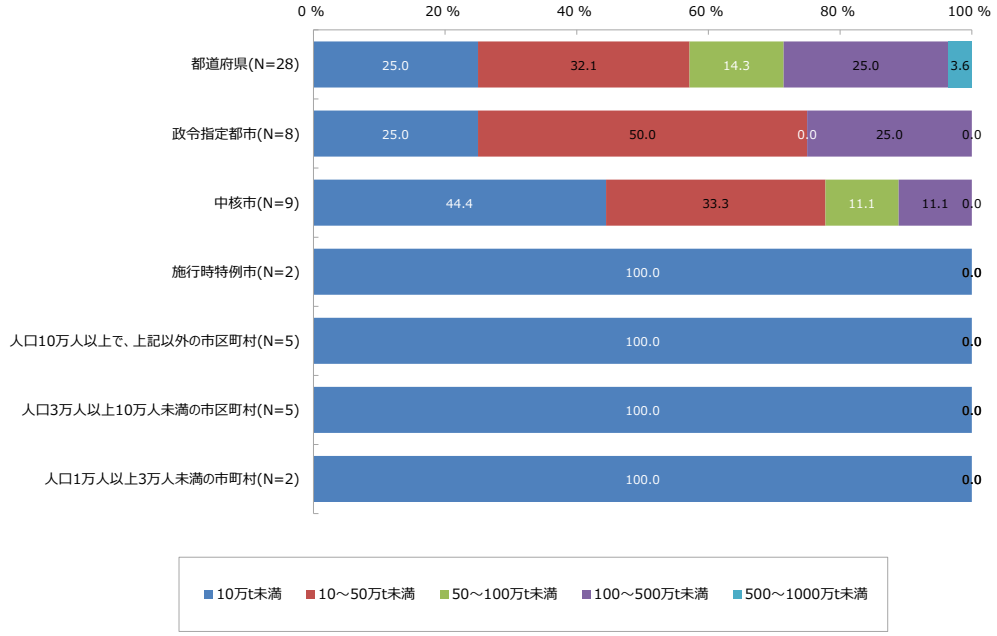

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	合計
回答数	全体	27	16	5	10	1	59
	都道府県	7	9	4	7	1	28
	政令指定都市	2	4		2		8
	中核市	4	3	1	1		9
	施行時特例市	2					2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5					5
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5					5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2					2
比率（%）	全体(N=59)	45.8	27.1	8.5	16.9	1.7	
	都道府県(N=28)	25.0	32.1	14.3	25.0	3.6	
	政令指定都市(N=8)	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	
	中核市(N=9)	44.4	33.3	11.1	11.1	0.0	
	施行時特例市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

②分野別

i）燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（72.7%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（18.2%）が続く。

図表 284　区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

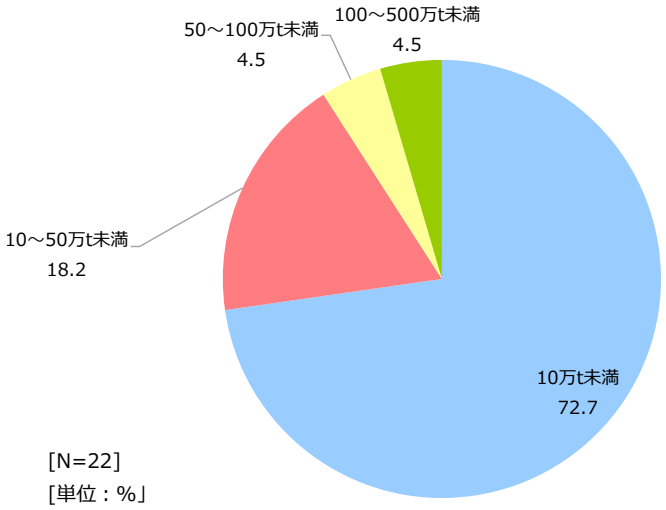

図表 285　区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

【団体区分別】

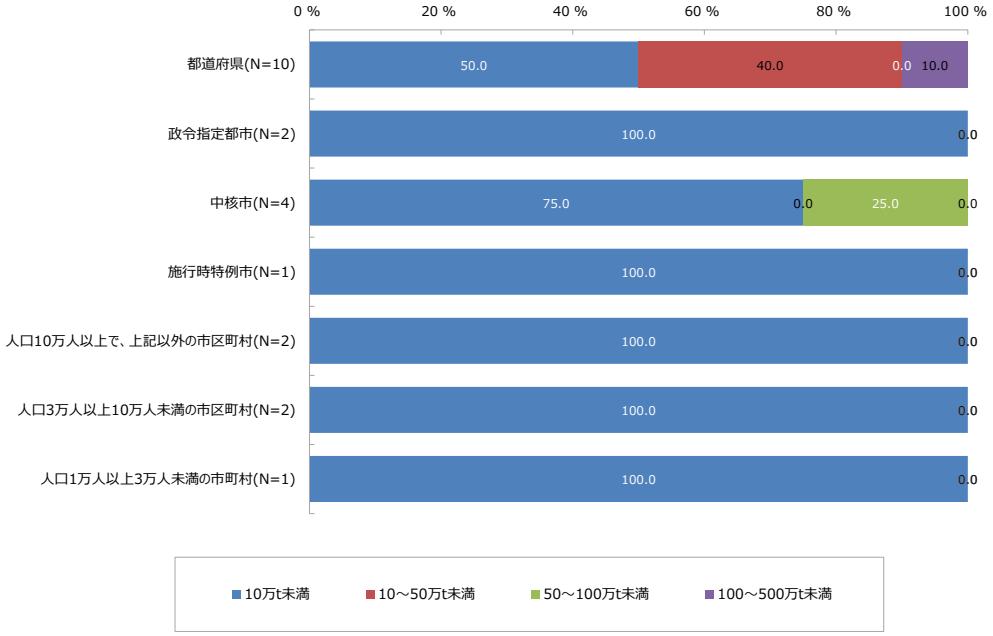

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	16	4	1	1	22
	都道府県	5	4		1	10
	政令指定都市	2				2
	中核市	3		1		4
	施行時特例市	1				1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2				2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2				2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1				1
比率（%）	全体(N=22)	72.7	18.2	4.5	4.5	
	都道府県(N=10)	50.0	40.0	0.0	10.0	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=4)	75.0	0.0	25.0	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

ii）工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（40.8%）が最も多く、「100～500 万 t 未満」（22.4%）、「100～500 万 t 未満」（22.4%）と続く。

図表 286　区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

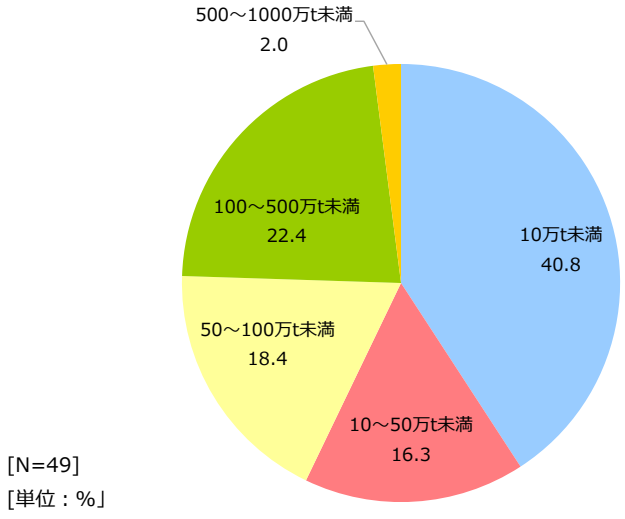

図表 287　区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

【団体区分別】

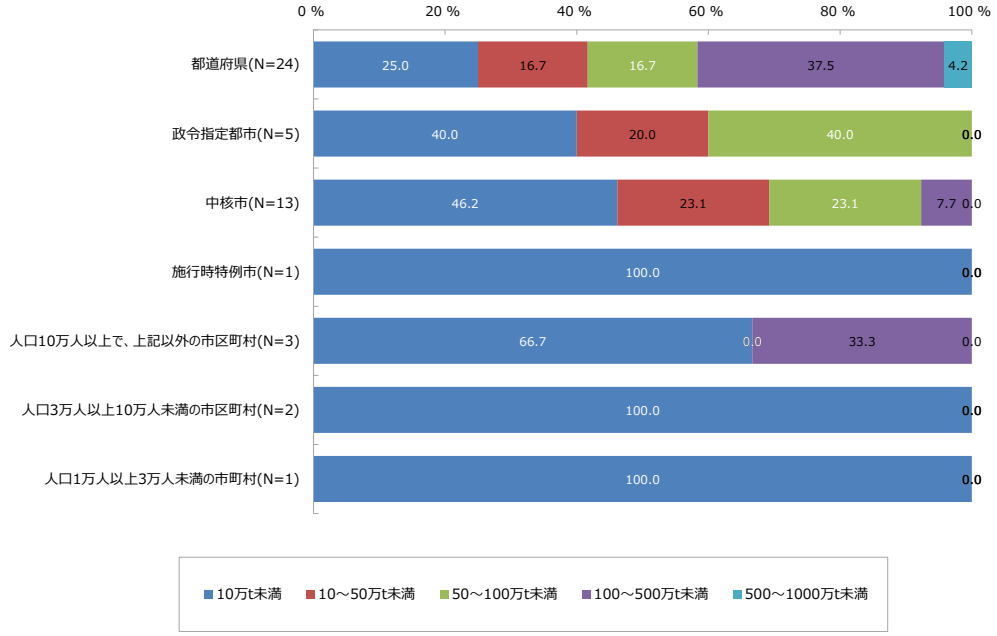

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	合計
回答数	全体	20	8	9	11	1	49
	都道府県	6	4	4	9	1	24
	政令指定都市	2	1	2			5
	中核市	6	3	3	1		13
	施行時特例市	1					1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2			1		3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2					2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1					1
比率（%）	全体(N=49)	40.8	16.3	18.4	22.4	2.0	
	都道府県(N=24)	25.0	16.7	16.7	37.5	4.2	
	政令指定都市(N=5)	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	
	中核市(N=13)	46.2	23.1	23.1	7.7	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii）農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（78.3%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（15.0%）と続く。

図表 288　区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）

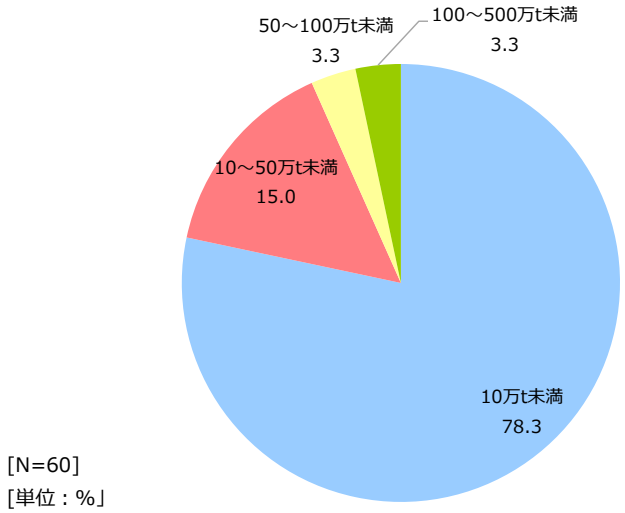

図表 289　区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

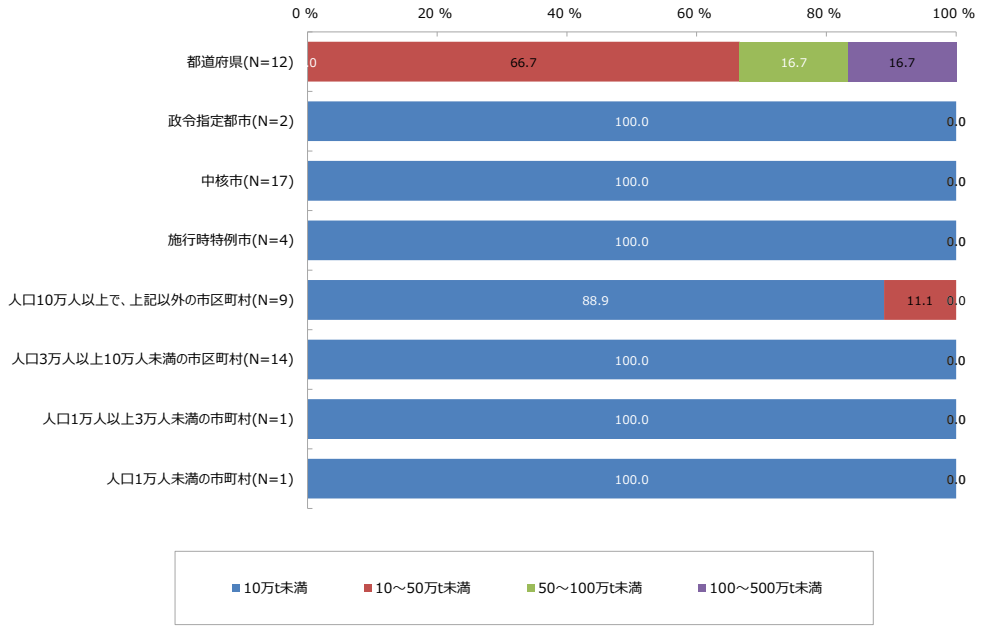

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	47	9	2	2	60
	都道府県		8	2	2	12
	政令指定都市	2				2
	中核市	17				17
	施行時特例市	4				4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	1			9
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14				14
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1				1
	人口1万人未満の市町村	1				1
比率（%）	全体(N=60)	78.3	15.0	3.3	3.3	
	都道府県(N=12)	0.0	66.7	16.7	16.7	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=17)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=9)	88.9	11.1	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=14)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

iv）廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「10万ｔ未満」（73.9%）が最も多く、「10～50 万ｔ未満」（16.7%）、「50～100 万ｔ未満」（5.9%）と続く。

図表 290　区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

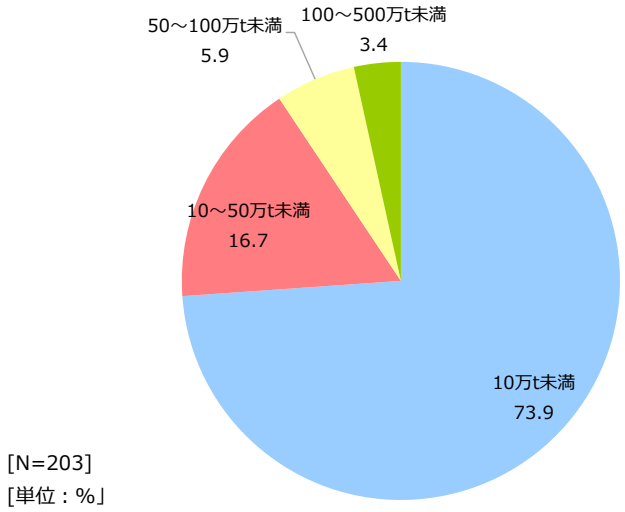

図表 291　区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

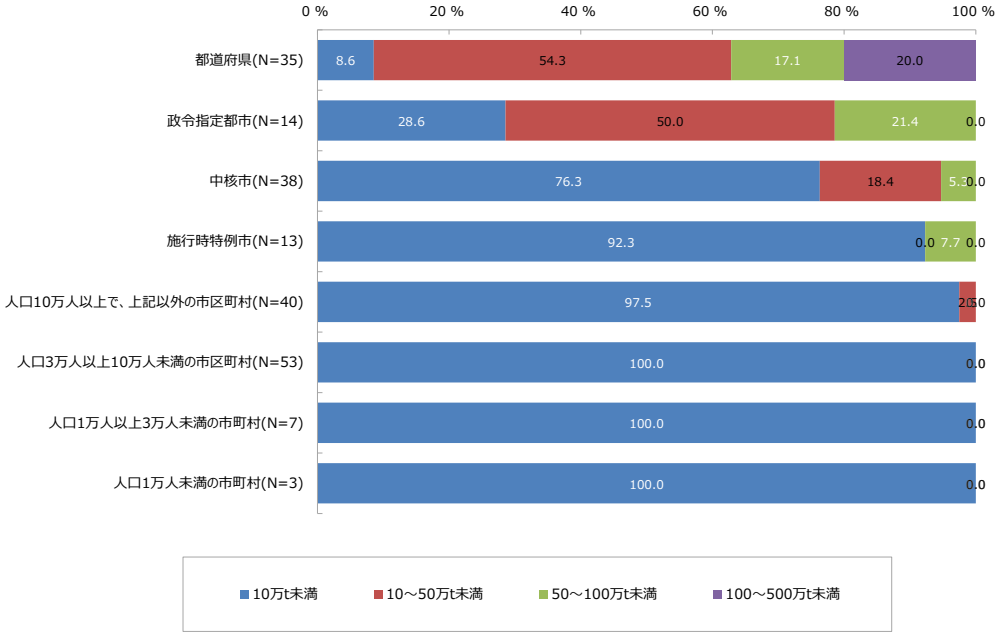

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	150	34	12	7	203
	都道府県	3	19	6	7	35
	政令指定都市	4	7	3		14
	中核市	29	7	2		38
	施行時特例市	12		1		13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	1			40
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53				53
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7				7
	人口1万人未満の市町村	3				3
比率（%）	全体(N=203)	73.9	16.7	5.9	3.4	
	都道府県(N=35)	8.6	54.3	17.1	20.0	
	政令指定都市(N=14)	28.6	50.0	21.4	0.0	
	中核市(N=38)	76.3	18.4	5.3	0.0	
	施行時特例市(N=13)	92.3	0.0	7.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=40)	97.5	2.5	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=53)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	

v）代替フロン等４ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等４ガス分野の基準年度排出量は、「10 万ｔ未満」（53.5%）が最も多く、「10～50 万ｔ未満」（27.3%）、「100～500 万ｔ未満」（10.1%）と続く。

図表 292　区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等４ガス分野）

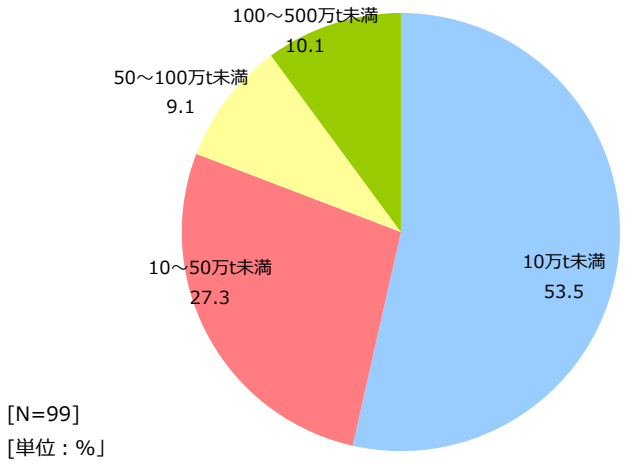

図表 293　区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等４ガス分野）【団体区分別】

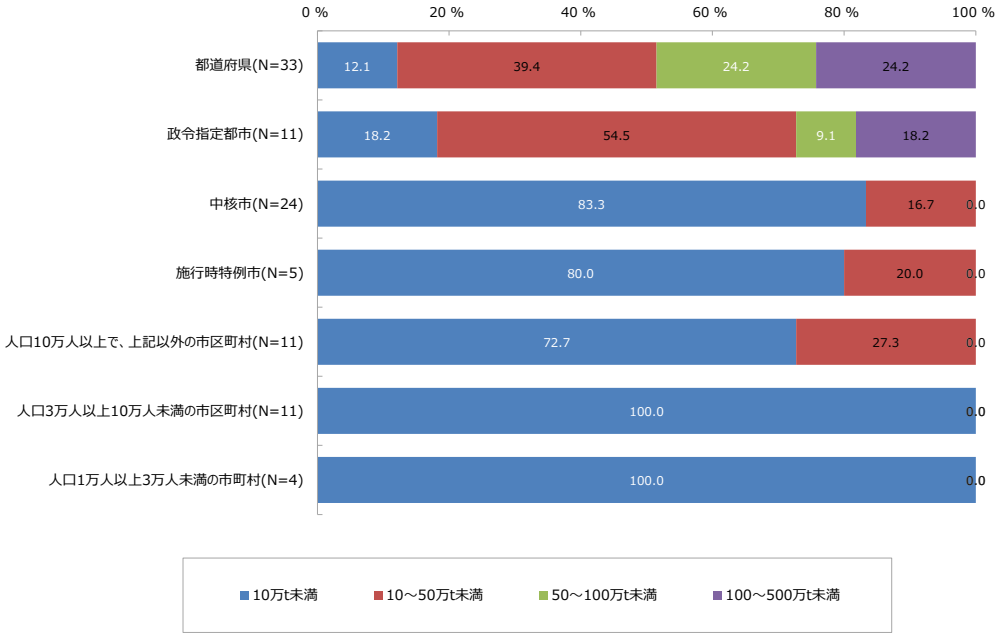

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	53	27	9	10	99
	都道府県	4	13	8	8	33
	政令指定都市	2	6	1	2	11
	中核市	20	4			24
	施行時特例市	4	1			5
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	3			11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11				11
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4				4
比率（%）	全体(N=99)	53.5	27.3	9.1	10.1	
	都道府県(N=33)	12.1	39.4	24.2	24.2	
	政令指定都市(N=11)	18.2	54.5	9.1	18.2	
	中核市(N=24)	83.3	16.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	72.7	27.3	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	

vi）森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（70.0%）が最も多く、「50～100 万 t 未満」（12.5%）と続く。

図表 294　区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）

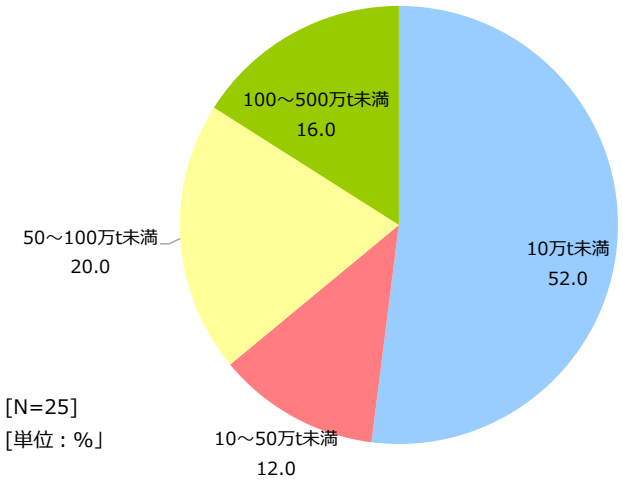

図表 295　区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）【団体区分別】

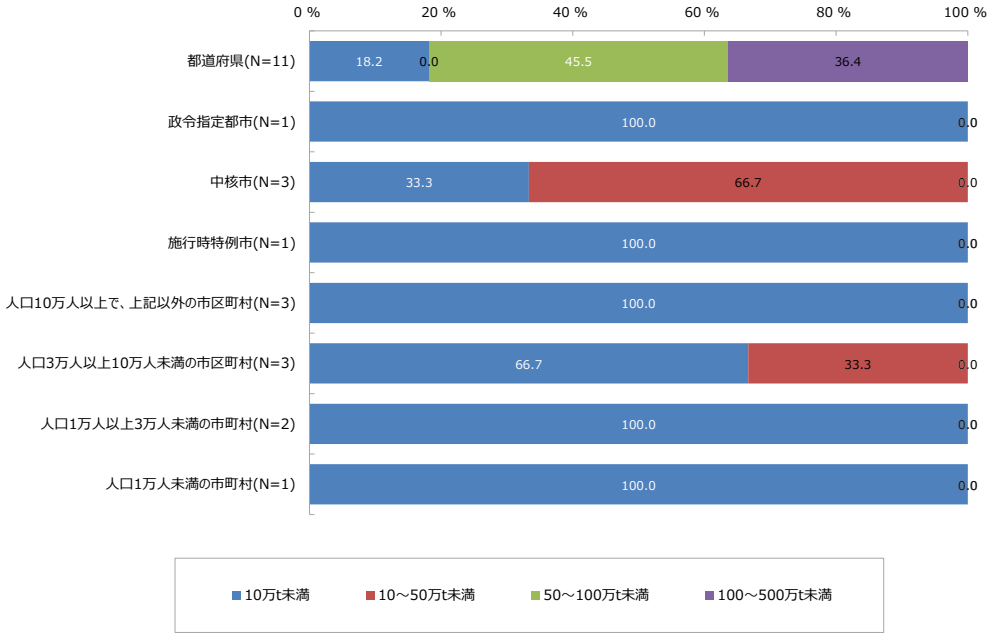

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	13	3	5	4	25
	都道府県	2		5	4	11
	政令指定都市	1				1
	中核市	1	2			3
	施行時特例市	1				1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3				3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	1			3
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2				2
	人口1万人未満の市町村	1				1
比率（%）	全体(N=25)	52.0	12.0	20.0	16.0	
	都道府県(N=11)	18.2	0.0	45.5	36.4	
	政令指定都市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=3)	66.7	33.3	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

９） 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「30%以上」（24.9%）が最も多く、「25～30%未満」（21.9%）、「20～25%未満」（13.3%）と続く。

図表 296 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

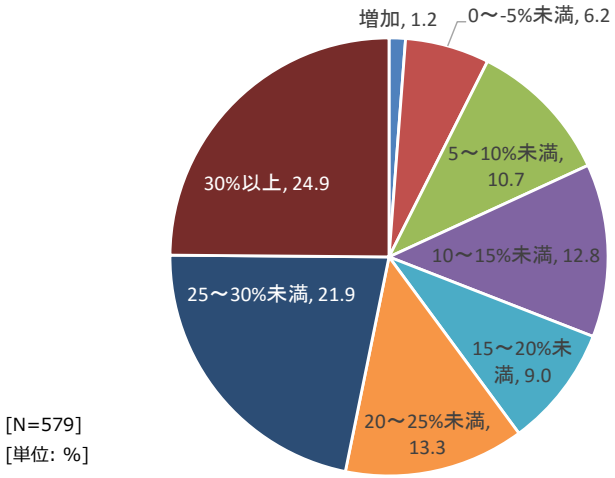

	増加	0～-5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	7	36	62	74	52	77	127	144	579
比率（%）	1.2%	6.2%	10.7%	12.8%	9.0%	13.3%	21.9%	24.9%	

注） 1 つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問の N 数は回答団体数とは一致しない。

区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「増加」（29.6%）が最も多く、「0～5%未満」（27.9%）、「5～10%未満」（18.9%）と続く。

図表 297　直近点検年度排出量の基準年度からの削減率

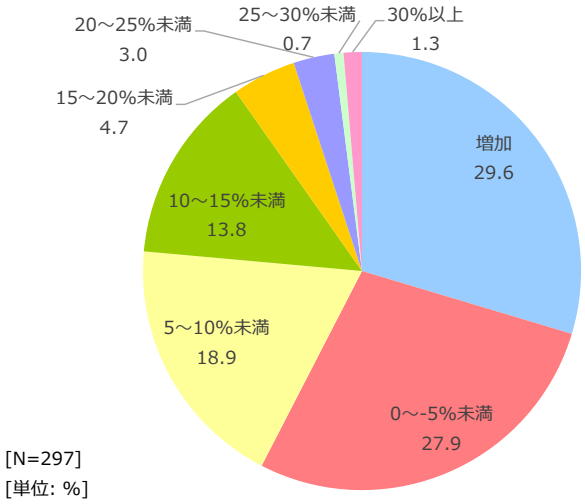

	増加	0～-5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	88	83	56	41	14	9	2	4	297
比率（%）	29.6	27.9	18.9	13.8	4.7	3.0	0.7	1.3	

１０） 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

ⅰ）産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 30.5%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 298　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ⅰ)産業部門【団体区分別】

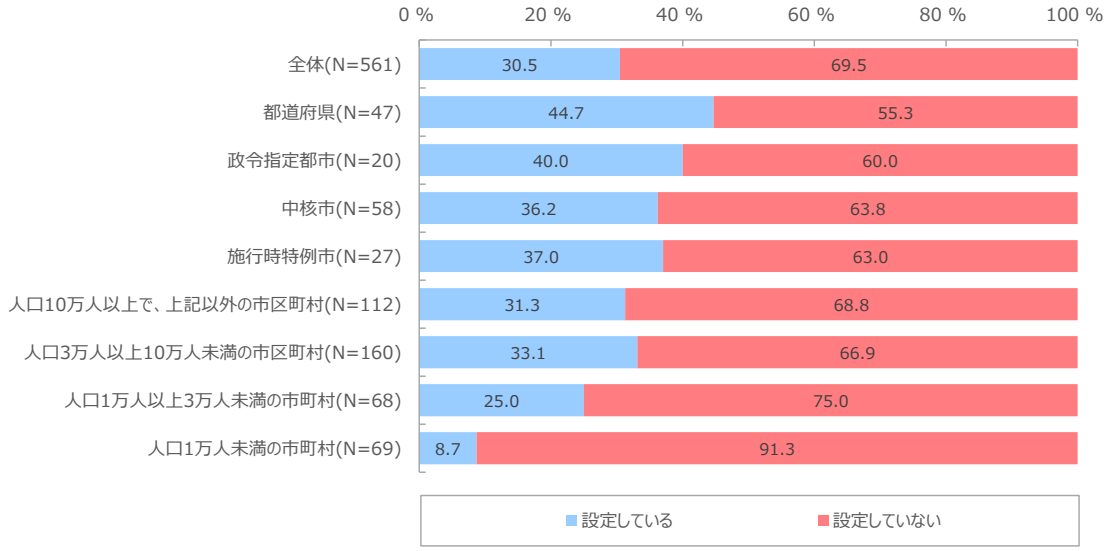

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	171	390	561
	都道府県	21	26	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	21	37	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	77	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	107	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	51	68
	人口1万人未満の市町村	6	63	69
比率	全体(N=561)	30.5	69.5	
	都道府県(N=47)	44.7	55.3	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	36.2	63.8	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	31.3	68.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.1	66.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	8.7	91.3	

ii）業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 34.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 299　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii）業務その他部門【団体区分別】

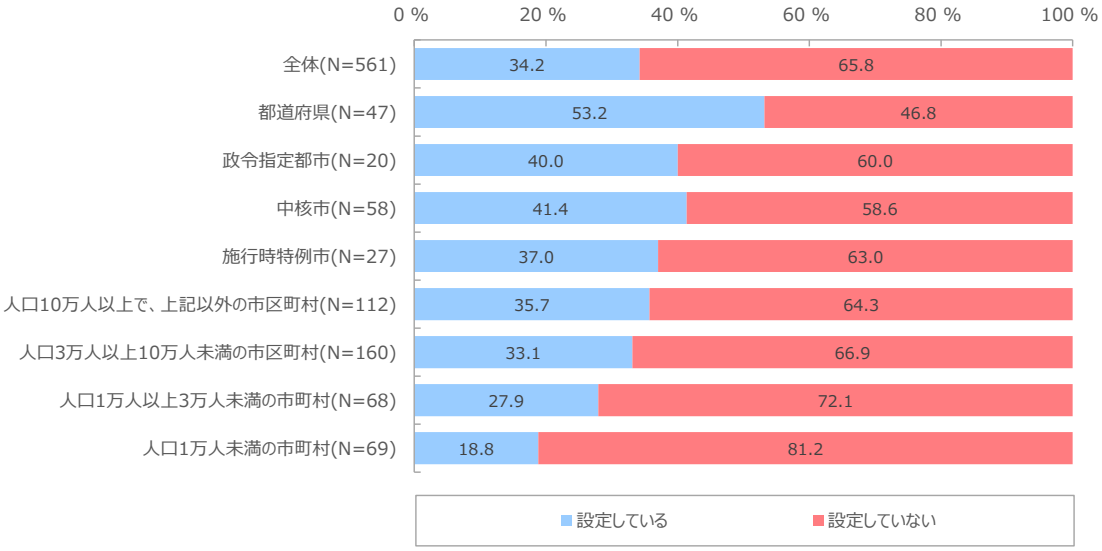

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	192	369	561
	都道府県	25	22	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	24	34	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	40	72	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	107	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	13	56	69
比率	全体(N=561)	34.2	65.8	
	都道府県(N=47)	53.2	46.8	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	41.4	58.6	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	35.7	64.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.1	66.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	18.8	81.2	

iii）家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 38.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 300　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii）家庭部門【団体区分別】

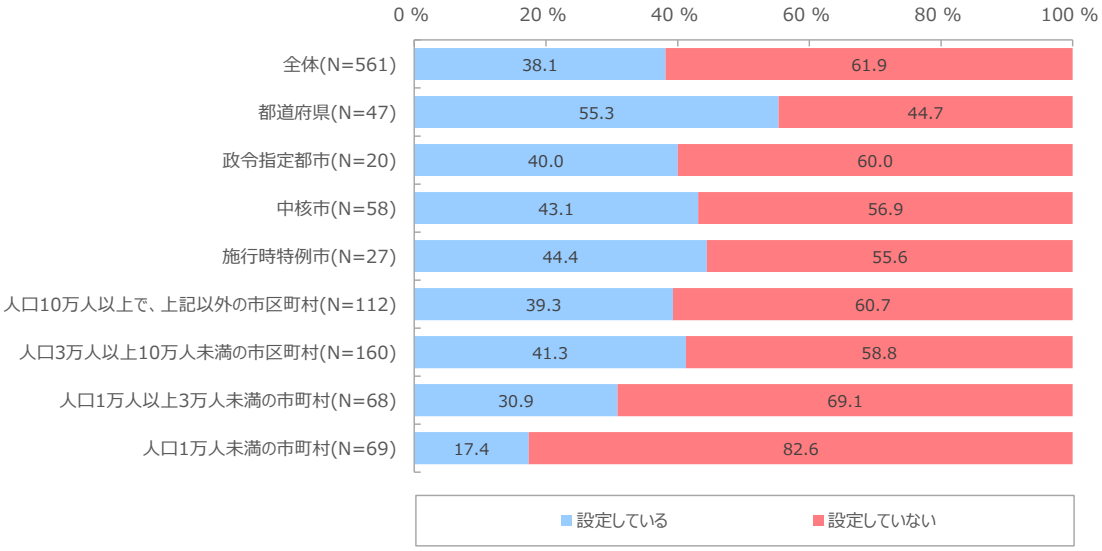

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	214	347	561
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	25	33	58
	施行時特例市	12	15	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	68	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	66	94	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	47	68
	人口1万人未満の市町村	12	57	69
比率	全体(N=561)	38.1	61.9	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	43.1	56.9	
	施行時特例市(N=27)	44.4	55.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	39.3	60.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	41.3	58.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	30.9	69.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6	

ⅳ）運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 34.0%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 301　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ⅳ）運輸部門【団体区分別】

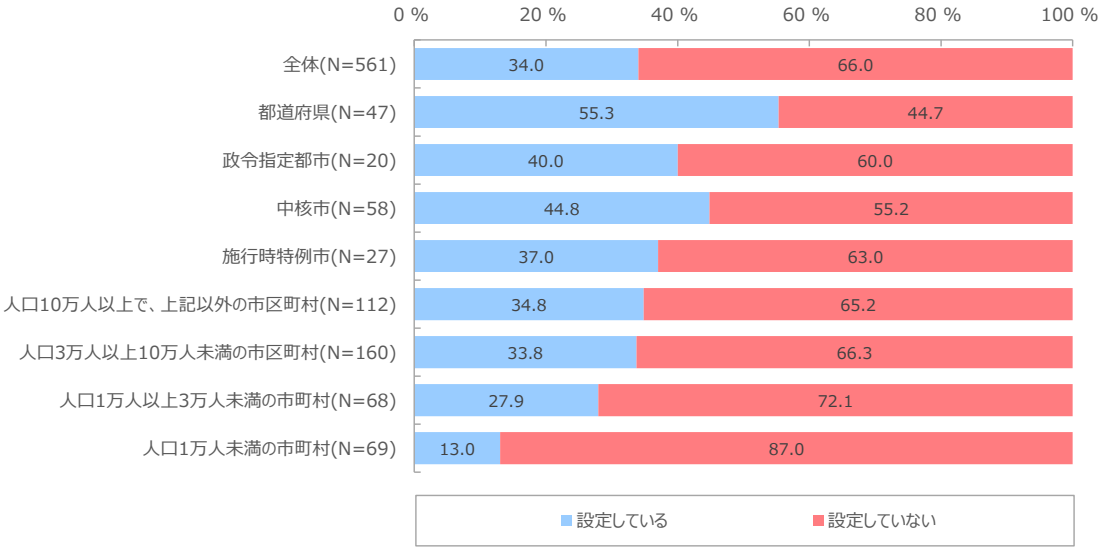

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	191	370	561
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	26	32	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	73	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	106	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	9	60	69
比率	全体(N=561)	34.0	66.0	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	44.8	55.2	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	34.8	65.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.8	66.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	13.0	87.0	

v）エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 5.2%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 302　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v）エネルギー転換部門【団体区分別】

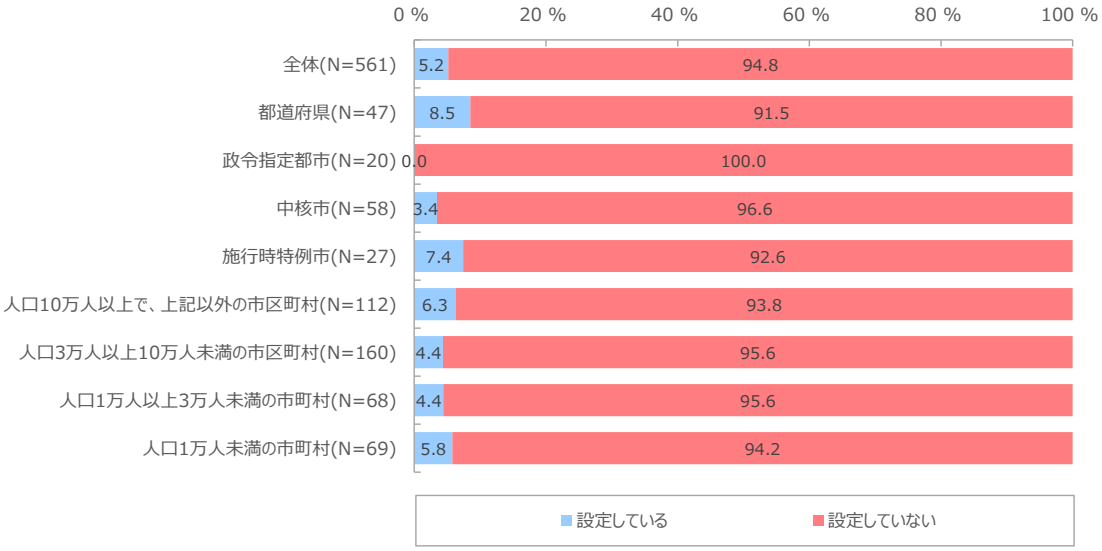

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	29	532	561
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	2	56	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	105	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	153	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	65	68
	人口1万人未満の市町村	4	65	69
比率	全体(N=561)	5.2	94.8	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	3.4	96.6	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	6.3	93.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	4.4	95.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	4.4	95.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	94.2	

②分野別

i）燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.4%である。

図表 303　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i）燃料の燃焼分野【団体区分別】

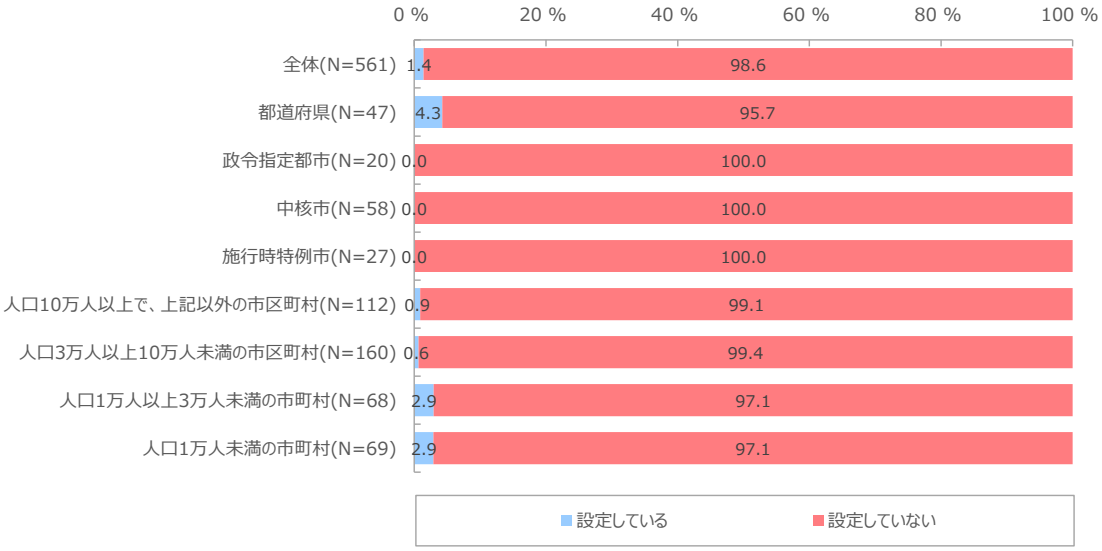

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	553	561
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	58	58
	施行時特例市	0	27	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	111	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	159	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=27)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.9	99.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

ii）工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.4%である。

図表 304　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii）工業プロセス分野【団体区分別】

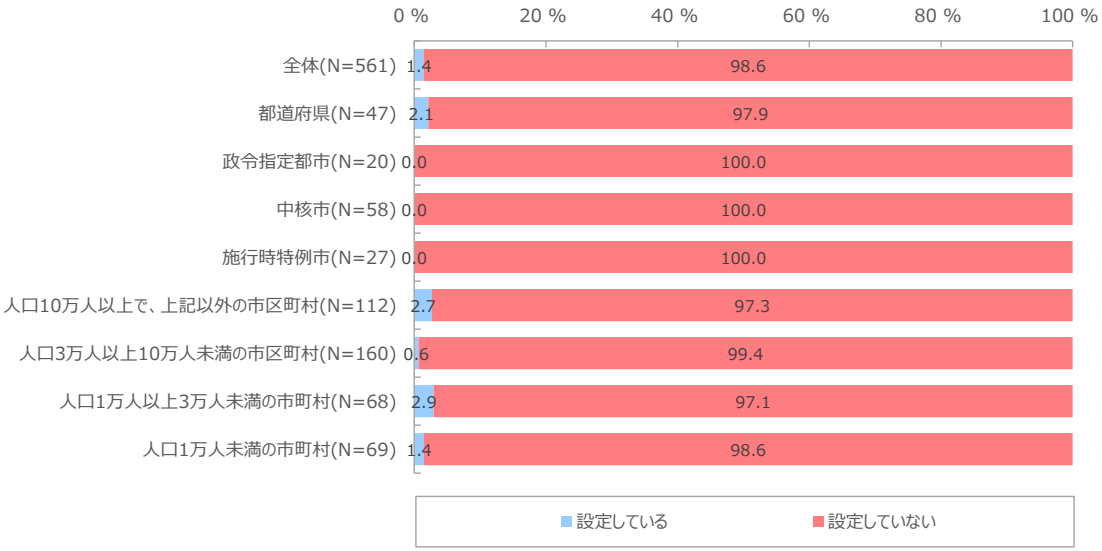

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	553	561
	都道府県	1	46	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	58	58
	施行時特例市	0	27	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	159	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	1	68	69
比率	全体(N=561)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=27)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	

iii）農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.5%である。

図表 305　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii）農業分野【団体区分別】

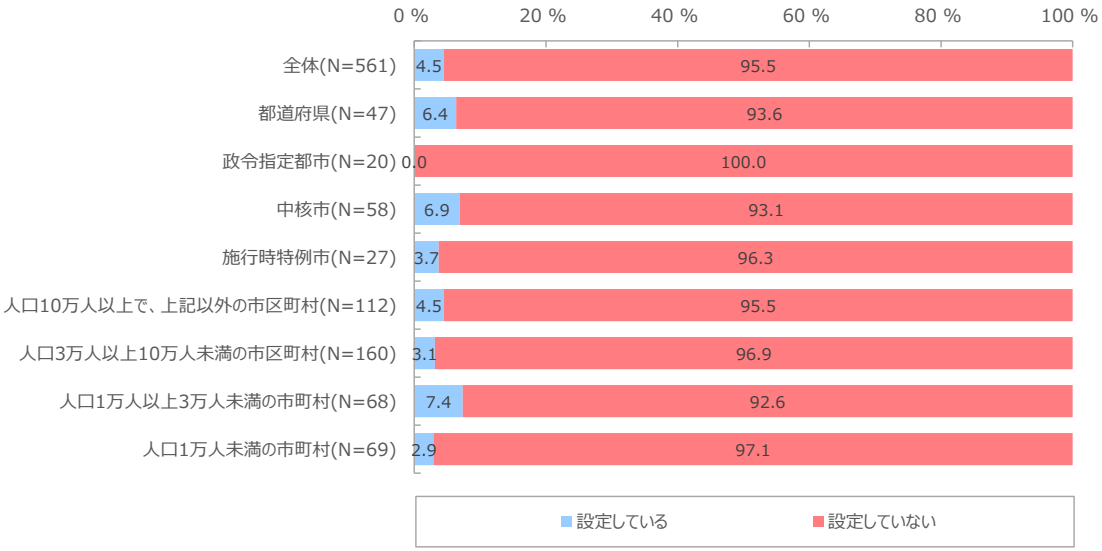

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	25	536	561
	都道府県	3	44	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	4	54	58
	施行時特例市	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	107	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	155	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	63	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	4.5	95.5	
	都道府県(N=47)	6.4	93.6	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	6.9	93.1	
	施行時特例市(N=27)	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	4.5	95.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	3.1	96.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	7.4	92.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

iv）廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 19.4%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 306　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv）廃棄物分野【団体区分別】

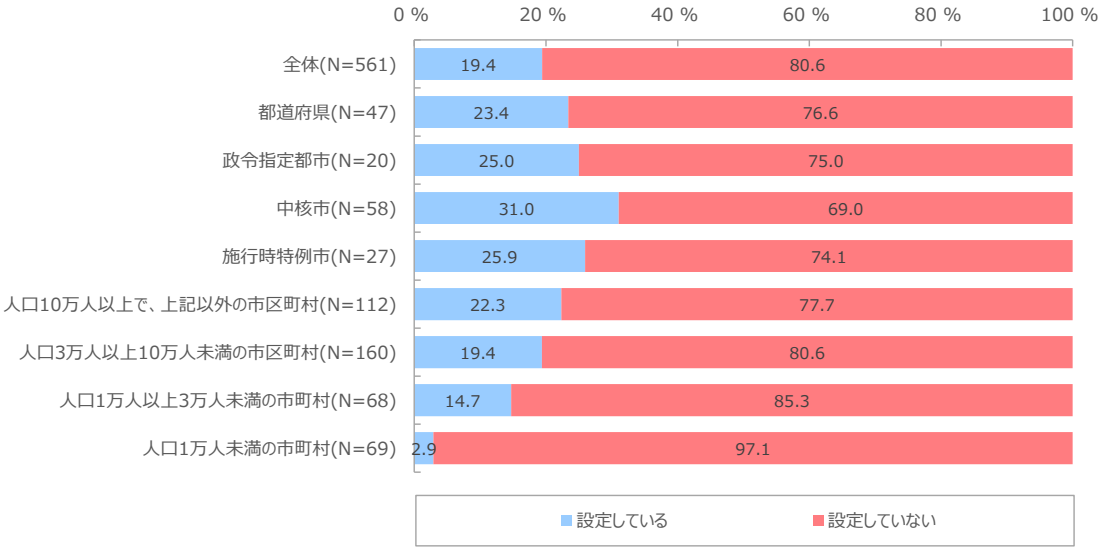

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	109	452	561
	都道府県	11	36	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	18	40	58
	施行時特例市	7	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	87	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	129	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	58	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	19.4	80.6	
	都道府県(N=47)	23.4	76.6	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=58)	31.0	69.0	
	施行時特例市(N=27)	25.9	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	22.3	77.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	19.4	80.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	14.7	85.3	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

v）代替フロン等４ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等４ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 307　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v）代替フロン等４ガス分野【団体区分別】

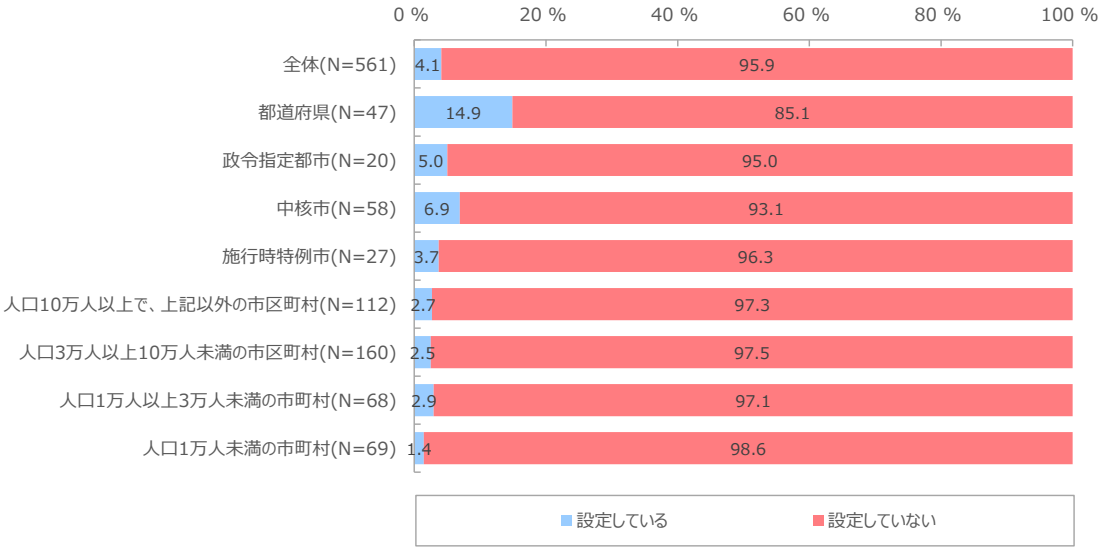

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	23	538	561
	都道府県	7	40	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	4	54	58
	施行時特例市	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	156	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	1	68	69
比率	全体(N=561)	4.1	95.9	
	都道府県(N=47)	14.9	85.1	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=58)	6.9	93.1	
	施行時特例市(N=27)	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	2.5	97.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	